

# 陸運と安全衛生

2025  
6  
No.677

ヒヤリハットを無駄にせず 荷主と協力すぐに改善

安心安全な職場作り

陸災防 令和7年度安全衛生標語 荷役部門優秀作品



尾瀬（観光ぐんま写真館提供）

- ・全国安全週間の実施に向けて
- ・熱中症を防ごう！ ～熱中症の知識、予防対策、義務化のポイント～

 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

## 全国安全週間の実施に向けて (1)

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課長 安井省侍郎

## 令和6年における陸運業の労働災害発生状況について (2)

【熱中症対策シリーズ】

### 熱中症を防ごう！(陸運業の対策) (5)

熱中症に関する知識、熱中症予防対策、熱中症対策の義務化

## 安全

事業者が行う退避や立入禁止等の措置について

—令和7年4月から労働安全衛生規則等が一部改正— (12)

事業者が行う退避や立入禁止等の措置に係る 労働安全衛生規則一部改正のQ & A (13)

【連載】睡眠医学の知識 ～あなたの眠りを守りたい～

第2話 居眠り運転時に大型トラックの衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)は有効ではない (20)

愛知医科大学名誉教授 塩見利明

【連載】

荷役労働災害防止コンサルティングにおける診断結果と指導内容について (25)

【災害事例とその対策】

身近に潜む転倒災害の原因を水平展開して転倒防止対策を徹底しよう！ (38)

労働災害発生状況(令和6年確定) (39)

労働災害発生状況(令和7年速報) (40)

## 健康

新連載「知っておきたい腰痛の知識と対策」が始まります！ (24)

【連載】マコマコ博士のメンタルヘルス2025

さあ、気分転換しよう！！ (27)

精神科医 夏目 誠

【会員特別価格】熱中症対策セット販売のご案内 (32)

## 陸災防情報

小企業無災害記録表彰 (15)

【7月に「夏期労働災害防止強調運動」を実施します！】

令和7年度 陸上貨物運送事業 夏期労働災害防止強調運動実施要綱 (16)

令和7年度 通常総代会開催 (18)

厚生労働省認定「陸災防フォークリフト荷役技能検定」のご案内 (30)

陸災防安全衛生図書・用品カタログ (34)

安全ポスター No.87のご案内 (41)

陸災防の動き (41)

熱中症予防ポスターのご案内 (42)

## 関係行政機関・団体情報

【厚生労働省】令和7年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施中！ (15)

【厚生労働省】全国安全週間の実施について (26)

## 全国安全週間の実施に向けて

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課長 安井省侍郎

平素より労働安全衛生行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、これまで一度も中断することなく続けられ、今年で98回目を迎えることとなりました。

この間、事業場においては、労使が協調して、労働災害防止に向け、たゆまぬ取組を展開してこられました。この努力により、令和6年の労働災害による死亡災害は、新型コロナウイルス感染症によるものを除いて746件と過去最少となりました。一方、休業4日以上之死傷災害は、平成21年以降、増加傾向に歯止めがかからない状況となっており、令和6年の休業4日以上之死傷災害は、135,718件と4年連続で増加し、特に、高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加しています。また、死亡災害については、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。

このような状況の中、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、計画年次3年目となる令和7年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

また、今般、高年齢労働者の労働災害の防止、労働者同一の場所で作業する個人事業者に対する労働安全衛生法令の適用などを盛り込んだ改正労働安全衛生法が成立したところであり、その円滑な施行のために、今後、政省令の改正を行ってまいります。

以上を踏まえ、令和7年7月1日から7月7日までを全国安全週間、6月1日から6月30日までを準備期間とし、以下のスローガンの下で取り組むこととしました。

「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」

このスローガンの下、第14次労働災害防止

計画の目標の達成に向け、それぞれの職場において、より一層安全活動に取り組んでいただきたいと考えております。

さて、陸上貨物運送事業に注目して令和6年の労働災害発生状況を見ますと、死亡者数は108人と、事故の型別で見ると、特に、交通事故（道路）による死亡者数が39人となっており、昨年から減少してはおりますが、いまだに多くの労働者が亡くなっている状況です。

こうした状況を踏まえ、皆様におかれましては、引き続き「交通労働災害防止のためのガイドライン」や改正改善基準告示を遵守していただき、無理のない運行計画の作成、日々の点呼による運転者の睡眠不足を含む健康状態の把握、定期健康診断の確実な実施をお願いいたします。

一方、休業4日以上之死傷者数は16,292人と、前年と比較して77人増加しておりますが、荷役作業中等の「墜落・転落」が依然として多発しており、荷役作業における労働災害防止対策の充実が求められております。

このため、厚生労働省では、令和6年2月に全面施行された、貨物自動車での荷役作業時の昇降設備の設置、保護帽の着用、テールゲートリフターの操作についての特別教育の義務化等を内容とする改正労働安全衛生規則の遵守の徹底と「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく対策の推進を図ることとし、労働基準監督署で指導を行っているほか、陸上貨物運送事業労働災害防止協会において、荷役労働災害防止対策に関する研修会や個別コンサルティングを実施いただいているところです。

皆様におかれましても、これらの取組への御協力や積極的な御活用をお願いいたします。

最後になりますが、全国安全週間を契機として、事業者や労働者、発注者などの幅広い関係者が、職場における安全衛生を形成する当事者であるという意識を持ち、共に安全活動に取り組む文化の醸成に御協力くださいますようお願い申し上げます。



# 令和6年における 陸運業の労働災害発生状況について

**死亡者数は2人減少（108人）  
死傷者数は77人増加（16,292人）**

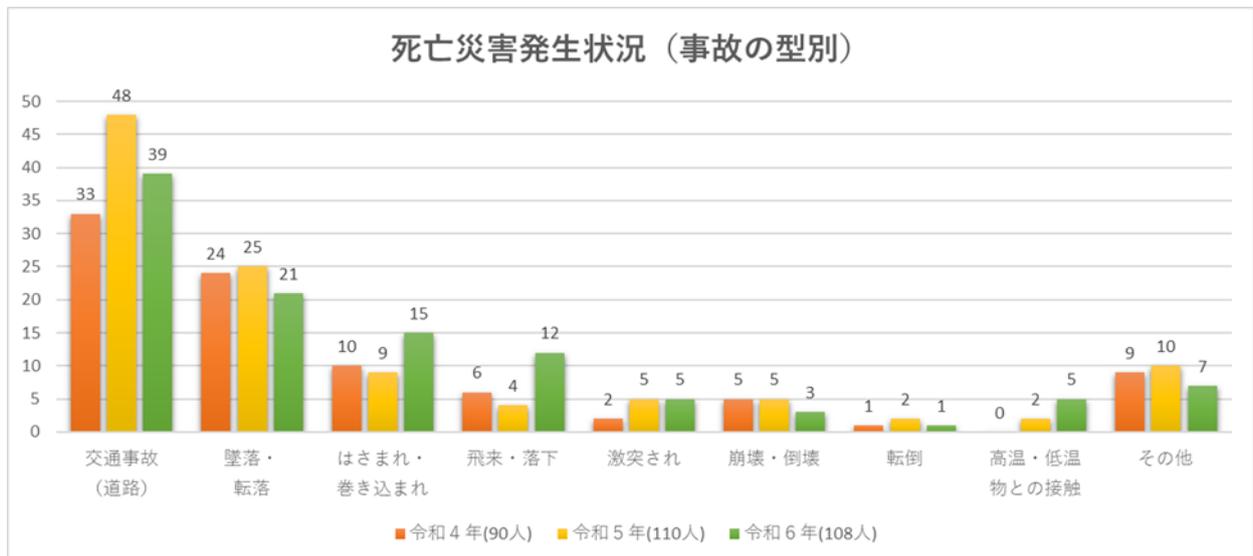
令和6年（1月～12月）における陸運業の労働災害発生状況（確定値）の特徴等について取りまとめを行いました。

陸運業の労働災害発生状況の推移



## 1 死亡災害は2人の減少

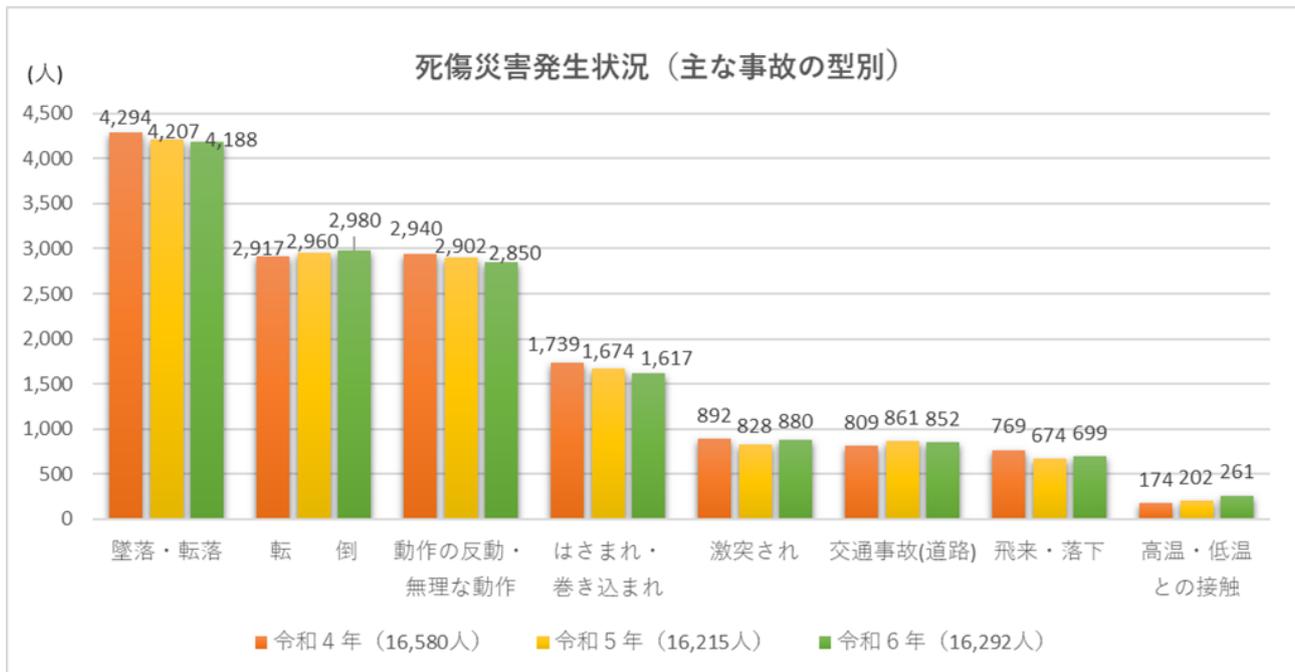
死亡災害は108人となり、前年と比べ2人の減少となりました。事故の型別で見ると、「交通事故（道路）」が39人と最も多く発生しました。次いで「墜落・転落」が21人、「はさまれ・巻き込まれ」が15人、「飛来・落下」が12人と続いています。



「交通事故（道路）」について、死亡災害の中で最も多く発生したものの、前年からは9人の減少となりました。続いて、例年「交通事故（道路）」の次に多く発生している「墜落・転落」についても4人の減少となりました。一方で「飛来・落下」は8人、「はさまれ・巻き込まれ」は6人と大幅な増加となりました。また、「高温・低温物との接触」も3人の増加となっています。

## 2 死傷災害は77人の増加

死傷災害は16,292人となり前年と比べ77人の増加となりました。死傷災害数を主な事故の型別で見ると、「墜落・転落」が4,188人と最も多く発生しました。次いで「転倒」が2,980人、「動作の反動・無理な動作」が2,850人、「はさまれ・巻き込まれ」が1,617人と続いています。



「高温・低温物との接触」（主に熱中症）が前年から59人の大幅増加となりました。死亡災害でも増加しているため留意が必要です。また「激突され」についても52人の大幅増加となりました。さらに、死亡災害でも増加していた「飛来・落下」は25人の増加、「転倒」は20人の増加となっています。一方で「はさまれ・巻き込まれ」は57人、「動作の反動・無理な動作」は52人の大幅減少となりました。また、死亡災害でも減少していた「墜落・転落」は19人、「交通事故（道路）」は9人の減少となりました。

## 3 熱中症について

陸運業において、令和5年に1件だった熱中症による死亡者数ですが、令和6年は5人と大幅増となりました。5人のうち、職種でみるとドライバーが2人、作業者が3人となっており、炎天下でのドライバーによる作業だけではなく、倉庫内など高温多湿な環境下での作業による熱中症に注意が必要です。

なお、ドライバーの熱中症の特徴としては、単独作業である場合が多く、発見まで時間が経過していることも挙げられます。

#### 4 宅配便取扱個数の増加

令和2年から流行した新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛等の影響により、宅配便取扱個数が増加しておりますが、それ以降増加傾向が続いていることも死傷災害が高止まりしている一つの要因であると考えられます。



※データは令和5年分まで発表。

#### 5 まとめ

陸運業の死傷災害（型別）で上位を占めているのは、荷役関連作業に起因する災害です。令和6年において「墜落・転落」は死亡・死傷災害ともに減少したものの、死亡災害において「はさまれ・巻き込まれ」が増加、死傷災害では「転倒」が増加するなど、いずれも高い水準で推移しています。

また、令和6年は「高温・低温物との接触」（主に熱中症）が死亡・死傷災害ともに前年から大幅増加となっていることにも留意する必要があります。

当協会では、陸上貨物運送事業労働災害防止計画（令和5年度～令和9年度）の目標達成に向け、労働災害防止対策に取り組んでまいりました。死亡災害は前年からは2人の減少、死傷災害は77人の微増となり、いずれも目標とした数には至りませんでした。

当協会では、この計画（令和5年度～令和9年度）に基づき、死亡災害については交通労働災害及び荷役災害の防止を重点とした取組の実施、死傷災害については荷役災害を重点とし、取り分け墜落・転落災害にフォーカスを当て、全国各地で実施する集団指導を中心に取り組んでまいります。

また、熱中症の改正省令（令和6年6月1日施行）に伴い、熱中症対策に強力に取り組むこととしております。

会員事業場の皆様におかれましては、陸運業の災害の特徴を踏まえ、労働災害防止の一層の取組を引き続きお願いいたします。

【熱中症対策シリーズ】

**熱中症を防ごう！（陸運業の対策）**

熱中症に関する知識、熱中症予防対策、熱中症対策の義務化

本年6月1日に労働安全衛生規則が改正され、熱中症対策が義務化されました。

本誌6月号から9月号の4号にわたり、陸運業における熱中症対策に特化したシリーズをお届けします。従業員が熱中症を発症しないための予防対策の実施、万一熱中症になった場合の対処方法について、このシリーズを参考にいただければ幸いです。

【陸運と安全衛生】熱中症を防ごう！（陸運業の対策）	
6月号	熱中症に関する知識、熱中症予防対策、熱中症対策の義務化
7月号	熱中症発症時の対処方法の解説
8月号	陸運業における熱中症の災害統計、災害事例・特徴とその対策(1)
9月号	災害事例・特徴とその対策(2)

## ～ 熱中症に関する知識 ～

**熱中症とは？**

熱中症は、高温かつ多湿な環境下において、体内の水分量や塩分量のバランスが悪くなり、血流量を正常に保つための循環調節や、自律神経の乱れによる体温の調節など、体内の重要な調整機能が崩れたりするなどして発症する障害の総称をいいます。その結果、めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害・痙攣・手足の運動障害、高体温などの症状が現れます。

**WBGTとは？**

WBGT（湿球黒球温度）は、熱中症の危険度を判断するための指標です。以下のように、単なる気温だけでは分からない「体にとっての暑さ」を評価できるのが特徴です。

測定要素	内容	体への影響
① 湿球温度（湿度）	濡れた温度計の温度	汗が蒸発しにくいほど暑く感じる
② 黒球温度（日射）	黒い球体で測る温度	日射や輻射熱*の影響を受ける
③ 乾球温度（気温）	普通の温度計の温度	基本の気温

\*輻射熱とは、日射しを浴びたときに受ける熱や、地面、建物、人体などから出ている熱です。

### なぜWBGTが必要なのか？

通常の「気温」だけでは、以下のような要因を見逃します。

- ・湿度が高いと汗が蒸発せず体温が下がらない
- ・日差しが強いと体感温度が上がる
- ・風がないと熱が籠もる

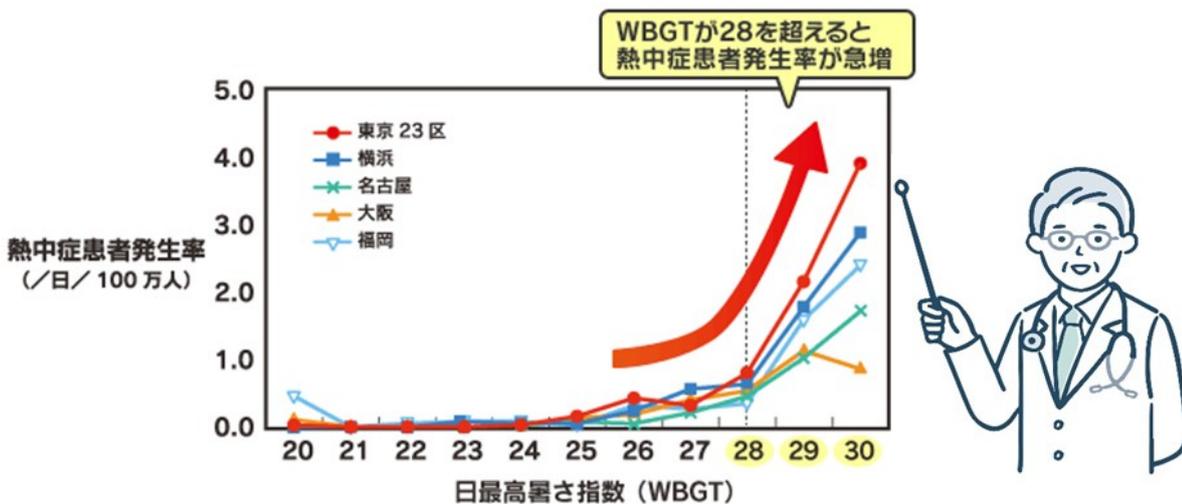
このように、熱中症の危険性は「気温」だけでは判断できないため、WBGTが使われています。WBGTは「気温・湿度・日差し」全てを考慮した“体感的な暑さの指数”で、熱中症を防ぐための行動の判断基準になります。



### 暑熱な場所とは？

WBGTが28度以上又は気温が31度以上の場所をいいます。必ずしも事業場内外の特定の作業場のみではなく、出先で作業を行う場合、労働者が移動して複数の場所で作業を行う場合や作業場所から作業場所への移動時等も含まれます。

陸運業では、様々な場所において荷積み・荷卸しを行うドライバーの熱中症対策として、作業場所の暑熱について予め把握しておく必要があります。



### 陸運業における熱中症の発生場所は？

陸運業（ドライバー・荷役作業員）の作業は、炎天下や高温多湿下での倉庫内作業であることが多く、一般の労働者に比べて熱中症のリスクが高くなります。

また、ドライバーの単独作業中であることも多く、他者からの発見が遅れることも特徴です。このことから、ドライバーは自身の体調管理はもとより、自覚症状の気付き、その後の対応が熱中症予防の鍵となります。



## 暑熱順化とは？

人間は、暑さに多少慣れることができます。これを暑熱順化といいます。暑い環境に少しずつ体を慣らしていくことで、熱中症になりにくい体になります。急に暑くなる季節の変わり目（春→夏など）は、体がまだ暑さに慣れていないため、熱中症のリスクが高くなります。暑熱順化にさらされていない労働者は、一日に15～20gもの食塩を発汗で失うことがあります。暑熱順化によって、一日3～5g程度の喪失に抑えることができます。

## 暑熱順化で起こる体の変化

項目	暑熱順化前	暑熱順化後
発汗	少ない	たくさんかけるようになる
汗の質	塩分が多く出る	塩分を体に残す（汗が薄くなる）
体温調節	うまくできない	体温をうまく下げられる
心拍数	上がりやすい	安定する
疲れやすさ	疲れやすい	疲れにくくなる

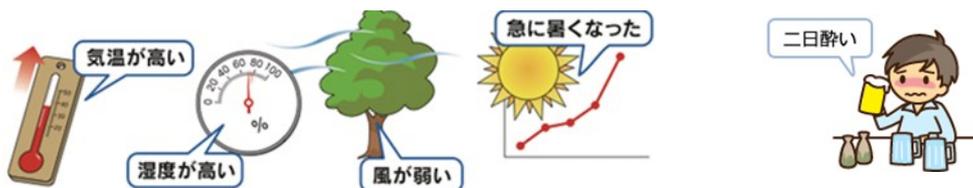
## ～ 熱中症予防対策 ～

## 熱中症はなぜ起こる？

熱中症を引き起こす条件は、「環境」と「からだ」と「行動」によるものが考えられます。

## 熱中症が起こりやすい「環境」「からだ」「行動」

環境	からだ	行動
気温が高い	水分や塩分量の不足	重労働
湿度が高い	暑熱順化ができていない	屋外での作業
風が弱い	糖尿病等の持病	高温多湿場所での作業
急に熱くなった	二日酔いや寝不足	



このような状況で作業を行うと、体内で作られた熱をうまく外に逃がすことができなくなります。また、長時間作業を続けると、体がどんどん熱くなり、汗をかいて体の水分や塩分が減っていきます。

その結果、体内の血液の流れが悪くなり、体の表面から空気中に熱を逃がすことができなくなり、汗もかけなくなります。このように体温の調節がうまくできなくなると、体の中に熱がたまって体温が上昇し、引いては熱中症を引き起こしてしまいます。

**熱中症のレベルは**

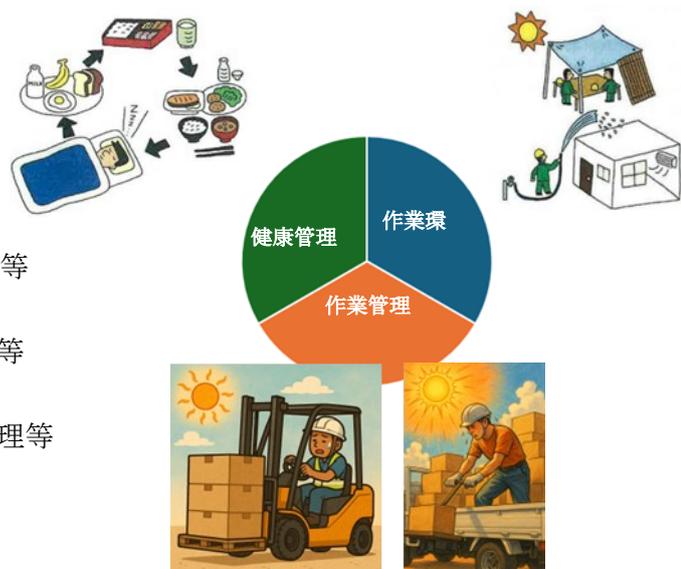
熱中症のレベルは、Ⅰ度（応急処置と見守り）、Ⅱ度（医療機関へ）、Ⅲ度（入院治療）の3つのレベルに分類されています。

重症度	症状	手当	
Ⅰ度	熱失神 めまい、立ちくらみ、顔面蒼白、吐き気 など	119番→応急手当 ・冷所で安静 ・身体を冷やす ・水分と塩分の補給 ・見守り(一人にしない)	
	熱けいれん (筋けいれん) 筋肉痛、手足がつる、こむら返り など		
Ⅱ度	熱疲労 口の渇き、めまい、頭痛、イライラする、倦怠感、「いつもと様子が違う」程度のごく軽い意識障害 など	医療機関での治療が必要	
Ⅲ度	熱射病 意識がない、けいれん発作、身体が熱い、昏睡状態 など	入院治療が必要	

**熱中症を予防するためには**

熱中症予防には、以下の3つの管理が必要となります。

- 1 作業環境管理（場所）  
WBGT値の低減、休憩場所の整備等
- 2 作業管理（業務内容）  
作業時間短縮、水分と塩分の摂取等
- 3 健康管理（健康診断・食事等）  
診断結果（持病）、日常の健康管理等



## ～ 熱中症対策の義務化 ～

熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行されました。

この改正により、以下1及び2の措置が事業者に義務付けられます。

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で  
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や  
「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が  
その旨を報告するための体制整備及び関係作業員  
への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブル  
デバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状  
がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に  
迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

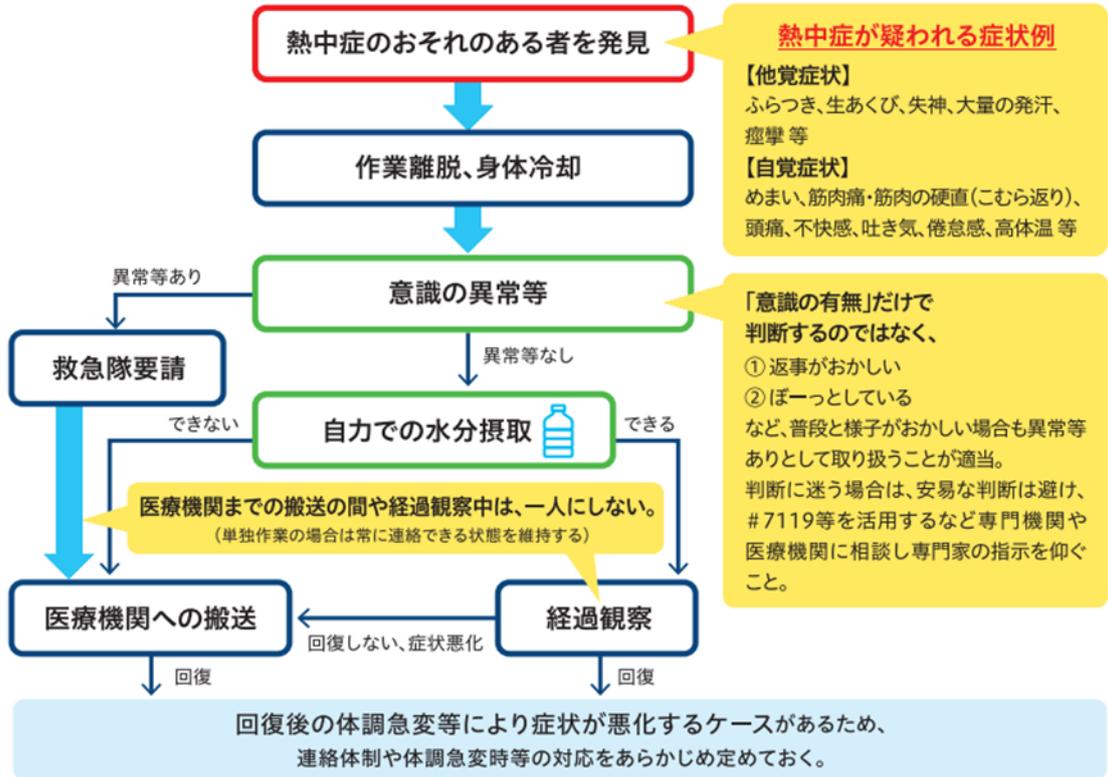
- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先  
及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症  
による重篤化を防止するために必要な措置の実施  
手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係  
作業員への周知

## 現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、  
迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、  
以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が  
事業者には義務付けられます。

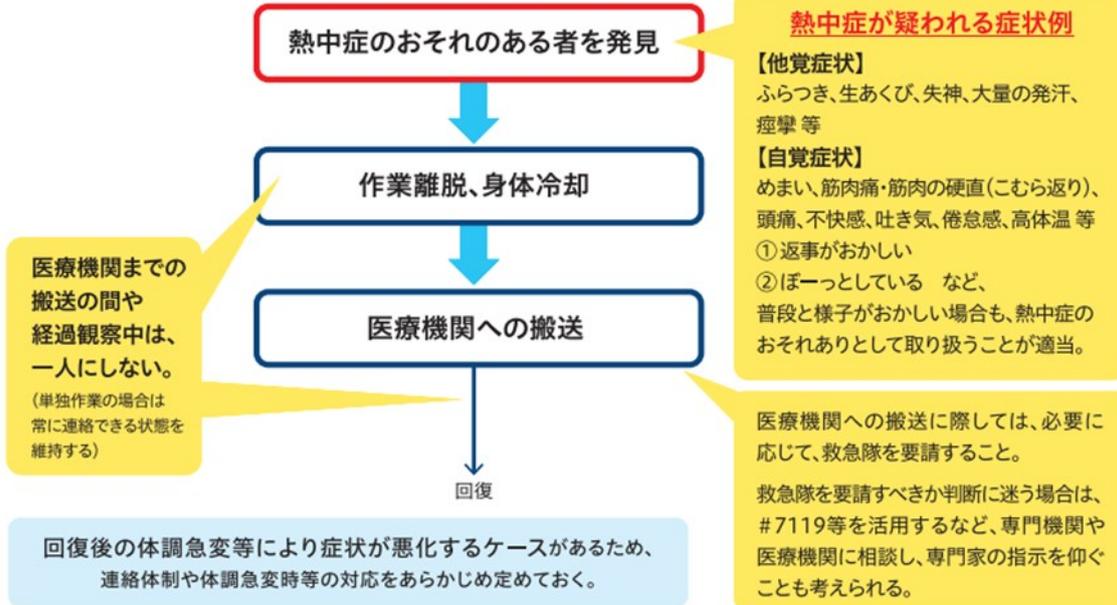
**熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①**

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



**熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②**

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



**【これらの対策を怠った場合の罰則】**

事業者には罰則として6カ月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金が科されることがあるほか（労働安全衛生法第119条）、法人に対しても「50万円以下の罰金」が科されることがあります（労働安全衛生法第122条）。

掲示用

# STOP 熱中症

## 熱中症対策が義務化されます

令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則により、熱中症対策が義務化されます。熱中症について正しい知識を身につけ、適切に対処しましょう。

### 陸運業における熱中症のおそれのある者に対する処置（フロー）

対象となる作業

WBGT(暑さ指数) 28度以上  
または、気温31度以上の環境下



+

連続1時間以上または、1日4時間  
を超えて実施が見込まれる作業

※WBGT値はWBGT指数計又は環境省HPで確認



※このフローは、厚生労働省作成「職場における熱中症対策の強化について」リーフレットを参考にして作成したものです。

作業場に掲示し、迅速かつ適切に対処できるようにしましょう。

安全担当者等の緊急連絡先



陸上貨物運送事業労働災害防止協会



公益社団法人  
全日本トラック協会

## 事業者が行う退避や立入禁止等の措置について

— 令和7年4月から労働安全衛生規則等が一部改正 —

### 退避や立入禁止等の措置の対象者が拡大（基本原則）

- 令和7年4月1日から、事業者が「労働者」に対して行う退避や立入禁止等の措置の対象者が、「同じ場所で作業を行う全ての作業員」に拡大されました。この改正により、以下の1、2の人（個人事業者、他社の労働者、資材搬入業者など、契約関係の有無は問わない）に対しても保護措置の実施が義務付けられます。
  - 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
  - 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる個人事業者等
- 対象となる条文は、次の4つの省令において、作業場所に起因する危険性への対処（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）を規定する条文（労働安全衛生法第20条、第21条、第25条及び第25条の2根拠）です。
  - ・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

### 車両系荷役運搬機械等を用いる作業の箇所に立入禁止の表示が義務付け

労働安全衛生規則第151条の7第1項（改正）

- 車両系荷役運搬機械等（フォークリフト、貨物自動車等）を用いて作業を行う時は、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に、**当該作業場所において作業に従事する者が立ち入ることについて、立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示すること（その他の方法※も含む。）**が義務付けられました。ただし、誘導者を配置し、その者に車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りではありません。

### 積卸し作業指揮者に行わせる作業の箇所に立入禁止の表示が義務付け

労働安全衛生規則第151条の70第2項（新設）

- 一の荷でその重量が100キログラム以上のものを貨物自動車に積卸し作業を行うときは、積卸し作業指揮者を定め、その者に関係労働者以外の労働者に立ち入らせない等の法定の事項を行わせなければなりません。  
 今般、積卸し作業指揮者に作業指揮を行わせる作業の箇所において、**労働者以外の者を含めて立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示すること（その他の方法※も含む。）**が義務付けられました。



### はいの崩壊等により危険を及ぼす箇所に立入禁止の表示が義務付け

労働安全衛生規則第433条（改正）

- はい付け又ははいくずしの作業が行われている箇所で、はいの崩壊又は荷の落下により危険を及ぼすおそれのあるところに、**当該作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示すること（その他の方法※も含む。）**が義務付けられました。

※「その他の方法」：立入禁止の方法は、バリケードの設置やロープ、柵等の設置、出入口の施錠などの方法から実態に即したものを選定すればよく、表示による禁止が最も適切である等の趣旨ではありません。



## 事業者が行う退避や立入禁止等の措置に係る 労働安全衛生規則一部改正のQ&A

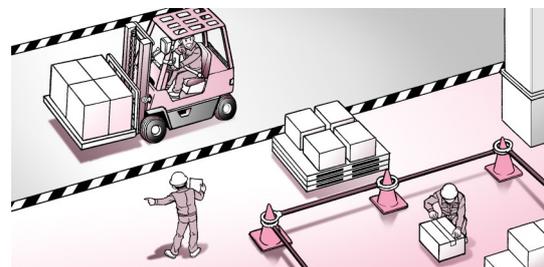
### Q 1 退避や立入禁止等の措置の対象者が拡大されたとはどういうことですか？

- ◆ これまで、事業者は、直接雇用する「労働者」に対してのみ「退避」や「立入禁止」等の措置を行わなければなりませんでした。この措置の対象者が、「同じ場所で作業を行う全ての作業者」に拡大されたということです。これにより、事業者は、危険箇所で作業に従事したり、危険箇所で行う作業の一部を請け負う個人事業者や他社の労働者、資材搬入業者などの直接雇用契約の無い者に対しても、「退避」や「立入禁止」等の措置をしなければならないことになったということです。



### Q 2 車両系荷役運搬機械等を用いる作業の箇所に立入禁止の表示が義務付けられたとはどういうことですか？

- ◆ フォークリフト、貨物自動車などの車両系荷役運搬機械を用いて作業を行うときは、当該作業場所に作業に従事する者が立ち入ると、運転中の車両系荷役運搬機械等やそれらの機械が取り扱っている荷に接触することにより危険が生ずるおそれがあるので、その箇所に、作業者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示することが義務付けられたということです。ただし、誘導者を配置して、誘導者にフォークリフト、貨物自動車などの車両系荷役運搬機械を誘導させるときは、「立入禁止」や、「見やすい箇所に表示する」ということは必要ありません。
- ◆ 立入禁止の方法は、バリケードの設置やロープ、柵等の設置、出入口の施錠などの方法から現場の実態に即したものを選定すればよく、「文字による表示」で禁止をしなければいけないということではありません。
- ◆ 事業者は、労働者以外の者についても、「立入禁止」等の措置をしなければなりません。（6カ月以下の拘禁刑又は、50万円以下の罰金に処せられます。）



### Q3 積卸し作業指揮者に行わせる作業の箇所に立入禁止の表示が義務付けられたとはどういうことですか？

- ◆ 一の荷で、その重量が100キログラム以上のものを貨物自動車に積卸す作業を行うときは、積卸し作業指揮者を定め、その積卸し作業指揮者に関係労働者以外の労働者を立ち入らせないようにするなどの事項を行わせなければなりません。
- ◆ 積卸し作業指揮者に作業指揮を行わせる作業の箇所において、労働者以外の者を含めて立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示することが事業者には義務付けられました。
- ◆ 立入禁止の方法は、バリケードの設置やロープ、柵等の設置、出入口の施錠などの方法から現場の実態に即したものを選定すればよく、「文字による表示」で禁止をしなければいけないということではありません。
- ◆ 事業者は、労働者以外の者についても、「立入禁止」等の措置をしなければなりません。6ヵ月以下の拘禁刑又は、50万円以下の罰金に処せられます。



### Q4 はいの崩壊等により危険を及ぼす箇所に立入禁止の表示が義務付けられたとはどういうことですか？

- ◆ はい付け又ははいくずしの作業が行われている箇所で、はいの崩壊又は荷の落下により危険を及ぼすおそれのあるところに、当該作業に関係する者以外の者が立ち入ることを禁止する旨を見やすい箇所に表示することが事業者には義務付けられました。なお、作業箇所を通行する者を安全に通行させるために必要な指示をすることは、はい作業主任者の職務です。
- ◆ 立入禁止の方法は、バリケードの設置やロープ、柵等の設置、出入口の施錠などの方法から現場の実態に即したものを選定すればよく、「文字による表示」で禁止をしなければいけないということではありません。
- ◆ 事業者は、労働者以外の者についても、「立入禁止」等の措置をしなければなりません。6ヵ月以下の拘禁刑又は、50万円以下の罰金に処せられます。



### Q5 今回の省令改正により、作業指揮者やはい作業主任者の職務との関係はどのようになりますか？

- ◆ 事業者は、作業指揮者を定め、当該指揮者に労働者の立入りを禁止させ、又ははい作業主任者に作業箇所を安全に通行させるために必要な指示をさせることがありますが、労働者以外の作業に従事する者と、作業指揮者の間には指揮命令関係が存在しないことを踏まえて、作業指揮者等の義務の追加ではなく、事業者の直接の義務として「労働者以外の作業に従事する者」の立入りを禁止することとしています。
- ◆ なお、事業者がその義務を果たすための方法として、作業指揮者やはい作業主任者、あるいは双方に当該措置の実施を命じることにより、労働者以外の作業に従事する者に対する立入禁止の措置を講ずることも認められます。

## 小企業無災害記録表彰〔令和7年5月〕

	事業場名	労働者数	無災害期間	支部名
第1種	アイセイ運輸株式会社	20名	令和3年12月8日～令和6年12月7日	宮城県
第1種	共立輸送株式会社 大衡営業所	32名	令和3年9月4日～令和6年9月3日	宮城県
第2種	西濃集配高須有限会社	13名	令和2年1月1日～令和6年12月31日	岐阜県
第2種	京和運輸株式会社 仙台営業所	11名	令和元年7月28日～令和6年7月27日	宮城県
第2種	株式会社北宮城運輸	24名	令和2年1月12日～令和7年1月11日	宮城県
第3種	新東運輸有限会社	27名	平成29年7月1日～令和6年6月30日	岐阜県
第3種	有限会社武山商運	48名	平成30年1月18日～令和7年1月17日	宮城県
第4種	北陸トナミ運輸株式会社 富山営業所	25名	平成23年1月1日～令和2年12月31日	富山県
第4種	カメイ物流サービス株式会社 米沢営業所	9名	平成25年12月28日～令和5年12月27日	山形県
第4種	株式会社トミナガ 仙台支店	19名	平成26年12月31日～令和6年12月30日	宮城県
第4種	有限会社中田運輸	27名	平成27年3月17日～令和7年3月16日	宮城県
第5種	森田商運有限会社	16名	平成21年12月25日～令和6年12月24日	富山県
第5種	株式会社よろずライフ	23名	平成21年8月22日～令和6年8月21日	山形県
第5種	株式会社よろずライフ 山形営業所	11名	平成21年6月28日～令和6年6月27日	山形県

陸災防では、常時50人未満の労働者を使用する事業場の無災害記録について、表彰を行っています。  
この無災害記録には、第1種から第5種までの5種類があり、第1種は3年間、第2種は5年間、第3種は7年間、第4種は10年間、第5種は15年間の無災害を称えるものです。

## ●申請方法

本表彰は、会員事業場からの申請により実施しています。申請に当たっては、各都道府県支部にお申し出ください。  
事業場の安全衛生に対する取組を応援するため、この制度をご活用ください。

## 【厚生労働省からのお知らせ】

## 令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施中！

厚生労働省は、5月から9月まで、陸災防を含む労働災害防止団体などと連携し、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。

「熱中症予防のための情報・資料サイト」、「職場における熱中症予防情報」等の情報を活用いただき、熱中症予防対策にお取り組みください。

熱中症予防のための情報・資料サイト

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu\\_taisaku/index.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/index.html)

職場における熱中症予防情報 <https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

## 7月に「夏期労働災害防止強調運動」を実施します！

陸災防では、7月1日から31日において夏期労働災害防止強調運動を実施します。令和7年は死亡災害、死傷災害ともに増加していること、さらに、運送業においては熱中症による労働災害が増加し続け熱中症予防対策が喫緊の課題となっていることから、労働災害防止対策への取組を一層進めてまいります。

会員事業場の皆さまにおかれましては、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、労働災害防止活動に積極的にお取り組みいただくようお願いいたします。

### 令和7年度 陸上貨物運送事業

## 夏期労働災害防止強調運動実施要綱

### 1 趣旨

陸災防においては、「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」（令和5年度～令和9年度）に基づき、

- ① 死亡災害件数については、本計画期間中に前計画期間中の死亡災害件数から5%以上の減少を目指す。（令和7年は、86人以下。）
- ② 荷役労働災害の大幅な減少を目指す。特に、墜落・転落災害について、本計画期間中に前計画期間（2018年度から2022年度）中の死傷災害件数から5%以上の減少を目指す。（令和7年は、4,141人以下。）
- ③ 安全衛生推進者の選任を徹底し、安全衛生推進者のレベルアップのための能力向上教育を充実する。

とした目標を設定している。本年は当計画の中間年度として、一層積極的な安全衛生活動を展開しているところである。

令和7年の労働災害発生状況（1～3月速報値）は、死亡者数が22人（前年同期比+5人、29.4%）と大幅に増加している。このうち交通事故が11人（前年同期比+6人）と死亡者数の半数となっている。

また、死傷者数も2,866人（前年同期比+26人、+0.9%）と増加しており、墜落・転落、転倒による災害が依然として多発している。中でも転倒は708人（前年同期比+95人、+15.5%）と急増しており、墜落・転落災害とともに、より一層強力に取り組む必要がある。

さらに、運送業においては熱中症による労働災害が大幅に増加している。令和6年度の死亡者数は6人（前年比+5人）、死傷者数は186人（前年比+40人）となっており、死亡

者が急増するとともに、死傷者数は令和3年以降増加し続けていることから、熱中症予防対策が喫緊の課題となっている。

このような陸運業における労働災害の現状と課題を踏まえ、その防止対策を推進するに当たり、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、安全衛生推進者の選任など職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが何より重要である。

こうした認識の下、本年7月1日(火)から7月31日(木)までの1か月間を、令和7年度夏期労働災害防止強調運動期間として、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、労働災害防止のために以下の取組を行うこととする。

### 2 実施期間

令和7年7月1日(火)から7月31日(木)まで

### 3 スローガン

「気を付けて！ 荷台の高さも命取り 踏台・手すり・ヘルメット」

（令和7年度安全衛生標語 荷役部門優秀作品）

### 4 主唱者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部及び各都道府県支部

### 5 後援

厚生労働省

### 6 実施者

会員事業場

### 7 取組の重点

「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を踏まえた取組を行うとともに、本年6月に施行される改正労働安全衛生規則等の周知及び履行確保のため、全日本トラック協会と

連携し、リーフレット・ポスター等の啓発物を配布する等、熱中症対策を強力に推進する。

荷役作業時の墜落・転落災害の減少を図るため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき、全国各都道府県における荷主等と陸運事業者との連携強化・協力促進協議会の開催、トラック荷台等からの墜落・転落及び転倒に係る災害を対象とした荷役労働災害防止対策コンサルティング事業の実施、荷役災害防止担当者教育の実施など荷役労働災害防止対策を推進する。

死亡災害の発生件数が最も多い交通労働災害の防止については、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知をはじめ、交通労働災害防止担当管理者教育を実施するとともに、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）の周知及び同ガイドラインを踏まえたセミナーを実施する。

職場における安全衛生推進者の選任率の向上及びレベルアップを図る取組として、安全衛生推進者のための労働災害防止対策セミナーを実施し、会員事業場の安全衛生水準の向上を図る。

健康診断の有所見率が高い水準で推移していることから、健康確保に向けた対策として、健康診断の実施及び長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導等事後措置の徹底、ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策を推進するとともに、腰痛災害防止に向けた取組を推進する。

職場における自主的な安全衛生活動を推進するため、職場に潜む危険の芽を事前に摘み取ってリスクの低減を図り、安全度の高い職場の実現を目指す取組である危険予知活動（KY活動）、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等の定着を図る。

## 8 主唱者の実施事項

(1) 各種安全大会、研修会、個別・集団指導等の実施

- ・交通事故、労働災害防止大会の開催
- ・「職場の安全衛生自主点検表」を用いた事業場への個別指導・パトロールの実施
- ・「荷役災害防止安全教育」をはじめとする安全衛生研修会、セミナーの実施
- ・陸運災防指導員会議等の開催

- ・熱中症に関するリーフレット等の啓発物の作成及び配布

(2) 各種啓発資料を活用した災害防止対策の周知・徹底

厚生労働省及び陸災防が作成・配布している各種パンフレット、リーフレット、冊子等の啓発資料を活用し、労働災害防止対策の周知・徹底を図る。

(3) 陸災防労働災害事例生成ツールの活用促進  
「陸災防労働災害事例生成ツール」の活用促進を進めるとともに、登載事例の充実を図る。

(4) 行政との連携、広報等

- ・厚生労働省、都道府県労働局、全日本トラック協会、都道府県トラック協会等関係行政機関、団体等に対し本運動の実施について協力依頼を行う。
- ・広報誌「陸運と安全衛生」、ホームページ等により、本運動の趣旨及び実施事項等について周知・徹底を図る。
- ・安全ポスター、のぼり等の作成・配布により、本運動の気運の醸成を図る。

## 9 会員事業場の実施事項

- ・経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- ・「熱中症の自覚症状がある作業員」や、「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が、その旨を報告するための体制を整備するとともに、熱中症の重篤化防止措置の内容及び実施手順を策定し、関係作業員への周知を行う。
- ・安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」により職場の安全衛生点検を行う。
- ・安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。
- ・「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。
- ・定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。

## 令和7年度 通常総代会開催 事業計画等、全ての議案が承認される



当協会の令和7年度通常総代会が6月4日（水）、東京都港区のベイサイドホテルアジュール竹芝において開催されました。

通常総代会において、齋藤会長が議長となり、

(1)令和6年度事業報告・収支決算

(2)令和7年度事業計画案・収支予算案

(3)総代の選任

が審議され、すべて承認されました。

### 齋藤会長 通常総代会挨拶（要約）



齋藤会長

平素から、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに厚く感謝申し上げます。

当協会では昨年度、荷役労働災害防止対策に重点を置いて、労働安全衛生規則、荷役ガイドライン周知のための説明会の開催、技能講習や特別教育の実施など、本部、支部が一体となって事業を展開してまいりました。

これらの取組は、私ども陸災防の果たす責務として、極めて重要であり、支部をはじめとする関係者の皆様のご尽力に、深く感謝を申し上げます。

こうした中、令和6年の労働災害発生状況をみますと、後ほど詳しくご説明いたしますが、死亡災害は若干減少したものの100名を超え、死傷災害は前年の件数を上回る大変厳しい結果となりました。

国の第14次労働災害防止計画において、陸運業が業種別の重点取組の筆頭に位置付けられている中で、極めて残念であり、さらなる努力が必要だと痛感しているところであります。

本年はこうした労働災害の増加傾向に何となく歯止めをかけなければなりません。

このため、今年度当協会では、特に労働災害の多くを占めている荷役労働災害の防止を最重点課題とし、安全衛生推進者の選任徹底やレベルアップを図るとともに、荷役ガイドライン周知のための担当者研修会の開催、死

亡災害の4割近くを占める交通労働災害防止、また過労死、メンタルヘルス対策等にも総力を挙げて取り組んでまいり所存です。

さらに今月から熱中症対策が強化されました。熱中症による重篤災害を防止するための対策を積極的に展開してまいります。

また労働安全衛生法の改正により、混在作業における労働災害防止対策やストレスチェックの対象拡大等も予定されております。これから政省令等が定められますので、速やかにわかりやすく情報提供するとともに、適切に対応してまいります。

昨年、陸災防は創立60周年を迎えました。昨年の記念大会において、「陸運業における安全衛生活動の一層の向上を目指して」と題して開催したシンポジウムで、様々なご提言とともに、陸災防の活動に期待するご意見もいただきました。こうしたご提言やご意見を踏まえ、陸運業における労働災害防止活動をより一層積極的に展開してまいり所存です。

現在、当業界を取り巻く状況は、時間外労働の上限規制をはじめとする、働き方改革への対応が本格化する中で、人手不足、燃油費を含めた諸物価の高騰等が続いており、従来にはない厳しい状況におかれています。

こうした厳しい情勢の中ではありますが、安全で健康な職場を創り上げることは、事業者にとりまして極めて重要な課題であり、今後とも強力に推進し取り組んでまいり所存でございます。皆様方のお力をお借りしながら、是非ともこれらの強化を図ってまいりたいと存じます。

## 厚生労働省 労働基準局 井内安全衛生部長 通常総代会祝辞（要約）



井内厚生労働省労働基準局安全衛生部長

陸上貨物運送事業労働災害防止協会並びに会員の皆様には、日頃より労働安全衛生行政の推進に多大なる御支援と御協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

令和6年の全産業における新型コロナウイルス感染症によるものを除いた死亡者数は746人と過去最少となりましたが、休業4日以上之死傷者数は、13万5,718人と、対前年比で微増となっております。労働安全衛生法制定以降、多くの関係者のご努力により労働災害は減少してきましたが、平成21年に死傷者数が増加に転じて以降、増加傾向が続く状況となっております。

他方で、陸上貨物運送事業を見ますと、死亡者数は108人と、対前年比で微減となりましたが、休業4日以上之死傷者数は1万6,292人と、対前年比で微増しています。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では第14次労働災害防止計画を策定し、労働災害防止に取り組んでまいりました。さらにその取組を進めていくため、労働政策審議会安全衛生分科会での議論を重ね、今通常国会に労働安全衛生法及び作業環境測定法の改正法案を国会に提出、国会でのご審議を経て、先月8日に成立し、14日に公布されたところです。

改正法の内容を簡単にご紹介させていただきます。

1つ目、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進については、労働者と同じ場所で作業を行う個人事業者等による災害の防止を図るため、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき措置を定めます。

2つ目、職場のメンタルヘルス対策の推進については、ストレスチェックの実施義務の対象を50人未満の事業場に拡大することとします。

3つ目、化学物質による健康障害防止対策等の推進については、危険性・有害性情報の通知義務違反に対する罰則の強化等を行います。

4つ目、機械等による労働災害の防止の促進等については、ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲の拡大等を行います。

5つ目、高齢者の労働災害防止の推進については、必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとします。

また、本日4日に成立した労働施策総合推進法等の改正法においては、事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務を課すこと等としております。

改正法の施行のため、今後、政省令や指針、通達の整備を進めてまいります。是非、積極的な周知にご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、貨物自動車における荷役作業時の安全対策については、対策の充実強化を内容とする改正労働安全衛生規則が昨年2月に全面施行されました。改正省令に基づき安全対策の徹底を図るとともに、「荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき、荷主等への指導を徹底してまいります。

死亡災害の半数近くを占める交通事故の対策につきましても、引き続き、「交通労働災害防止のためのガイドライン」や改善基準告示を遵守していただき、無理のない走行計画の作成、日々の点呼による運転者の健康状態の把握、定期健康診断の確実な実施をお願いいたします。

令和6年の職場における熱中症による死亡者数は31人にのぼりました。熱中症対策の強化を図るため、事業者に対して熱中症のおそれがある作業者を早期発見するための体制整備等を義務づけることとした、改正労働安全衛生規則が6月1日に施行されました。事業主の方々への周知にご協力いただきますよう、重ねてお願いいたします。

結びに、我が国の陸上貨物運送事業における労働災害の撲滅に向け、今後とも御協会と連携を図りながら、共に歩みを進めてまいりたいと考えております。

# 睡眠医学の知識～あなたの眠りを守りたい～

愛知医科大学名誉教授/広島大学医学部客員教授 塩見 利明

## 第2話 居眠り運転時に大型トラックの衝突被害軽減ブレーキ（AEBS）は有効ではない

### 【主旨】

- 実際にあった大型トラックドライバーによる居眠り運転衝突事故において、事故率及び事故損害金額で評価した衝突被害軽減ブレーキ（AEBS）の効果は限定的であることを明らかにしました。
- 大型トラックの居眠り運転衝突事故では、AEBSを搭載したトラックはAEBS非搭載のトラックと比べ、事故率及び事故損害金額に有意な減少は認められませんでした。
- 今後、トラックドライバーの居眠り（マイクロスリープ）の早期検知法の確立と、AEBSの更なる改良及び運転操作に介入する他の安全運転支援システムとの併用が期待されます。
- 本研究の論文は、国際学術誌 SLEEP (<https://doi.org/10.1093/sleep/zsae196>) に掲載されました<sup>1)</sup>。

### 1 はじめに

「現場にブレーキ痕なし」という事業用大型自動車の悲惨な事故報道を耳にするたびに「なぜノーブレーキだったのか」といつも疑問に思っていました。「工事中または渋滞最後尾に大型トラックが追突」という居眠り運転事故が疑われた報道でも「なぜ大型自動車の衝突被害軽減ブレーキ（Advanced Emergency Braking System：以下AEBSと略す）は衝突被害の軽減どころか全くもって衝突直前に作動しなかったのか」と疑問視する現場の声は少なからずありました。

私は、広島大学大学院・睡眠医学寄附講座の教授（福山通運株式会社による寄附講座）として2021年4月から2024年3月まで3年間に亘って勤務し、第1話で紹介した「居眠り運転事故の実態としてのマイクロスリープ（瞬眠）」を中心に研究を行いましたが、その研

究対象の中にも「大型トラック搭載のAEBSは作動していなかった」というドライブレコーダーによる確かな映像が数件残されており、改めて現行のAEBSの性能の限界を知ることになりました<sup>2)</sup>。

我が国では、2014年11月から大型トラックへのAEBSの装着が義務化され、AEBSを搭載したトラックが徐々に普及してきました。また、2023年1月にバスおよび準中型以上のトラックに対しAEBSの安全基準は強化されましたが、その適用日は新型車が2025年9月から、継続生産車は2028年9月からであり、まだ強化された最新のAEBS搭載車の普及には至っていません。

さらに、2024年4月からは「働き方改革」によってトラックドライバーの労働時間規制が開始され、これに伴い高速道路における大型トラックの制限速度が80km/時から90km/時に引き上げられました。この制限速度の緩和により、大型トラックの衝突事故による死亡などの重篤な被害の増加（または被害金額の増加）が懸念されるため、このような重大事故に対するAEBSの衝突被害軽減効果への期待は以前より高まっています。しかし、実際にあった大型トラックドライバーの居眠り運転事故へのAEBSの効果について分析した研究論文は世界的にもまだなく、不明な点が数多く残されていました。

そこで私たちは、実際に発生した大型トラックドライバーの居眠り運転事故のデータをもとに、事故率（衝突事故を起こしたトラック数/総トラック数）と事故損害金額（物的損害と人的損害の総額）を指標として分析することにより、大型トラックドライバーの居眠り運転事故に対するAEBSの効果を明らかにするための研究を行いました。

以下に、2024年10月2日に広島大学でプレスリリースを行った原著論文「実際にあった大型トラックの居眠り運転衝突事故における衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)の評価～居眠り運転事故には効果的ではない～」の内容について本稿で改めて紹介します<sup>1,3)</sup>。

## 2 実際にあった大型トラックの居眠り運転事故の研究対象

2016年4月から2023年3月までにA社で発生した大型トラック(車両総重量11 t以上、AEBS搭載トラック12,887台、AEBS非搭載トラック18,220台)による衝突事故1,699件のうち路上走行中の事故が618件あり、このう

ち事故損害金額が確定した563件を対象としました。居眠り運転による衝突事故が123件(21.8%)、居眠り運転以外の原因による事故(非居眠り運転事故)が440件(78.2%)でした。また、563件の事故のうち、209件(37.1%)がAEBS搭載トラックによる事故、354件(62.9%)がAEBS非搭載トラックによる事故でした(図1)。

なお、居眠り運転事故は、ドライバーが居眠りしたと自己申告した場合および車内に設置したドライブレコーダー映像で事故直前にドライバーの居眠りが確認された場合としました。

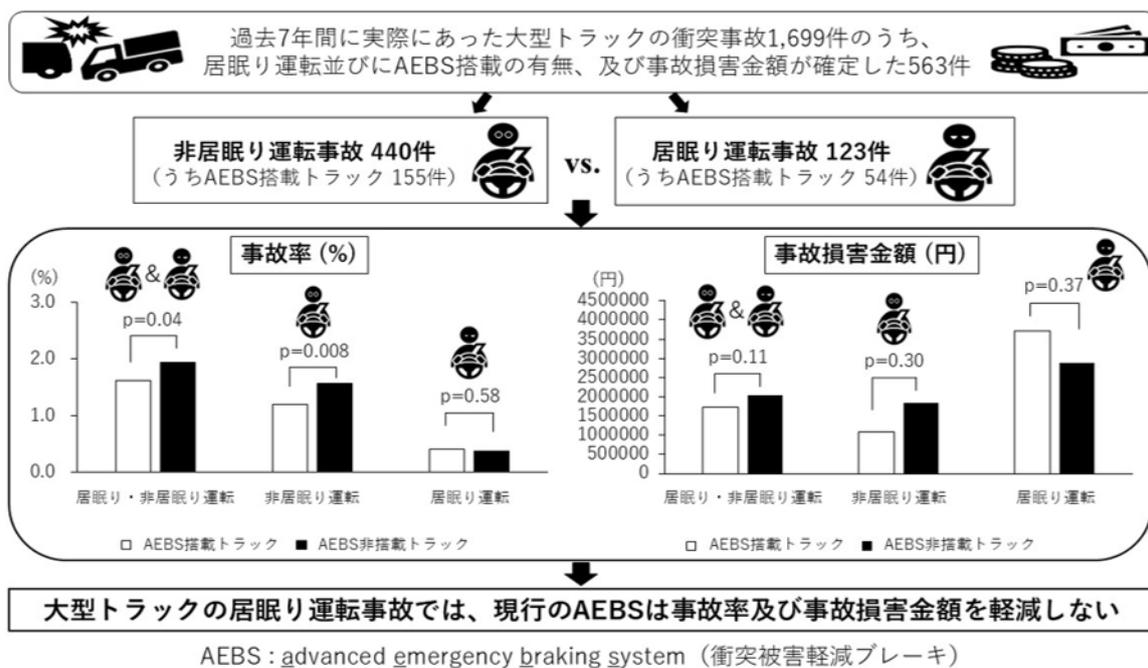


図1 大型トラックのAEBS(衝突被害軽減ブレーキ)の評価<sup>1)</sup>

### 3 AEBS搭載の有無による大型トラックの事故率の比較

AEBS 搭載トラックと非搭載トラックの事故率を比較すると、非居眠り運転事故ではAEBS搭載トラックはAEBS非搭載トラックよりも事故率が有意に低下していましたが、一方居眠り運転事故ではAEBSの搭載と非搭載との比較で事故率に有意差は認められませんでした(図1:左)。

### 4 AEBS搭載の有無による大型トラックの事故損害金額の比較

AEBS搭載トラックと非搭載トラックの事故損害金額を比較すると、居眠り運転事故と非居眠り運転事故ではいずれにおいても、AEBSの搭載と非搭載との比較で事故損害金額に有意差は認められませんでした(図1:右)。



全新車 装備義務時期	2018年11月 (車両総重量20t超)	2018年11月 (車両総重量20t超)	2021年11月 (車両総重量3.5t超)
作動が求められる 速度	15km/hから最大設計速度（90km/h）		
静止車両に対する 性能要件	初速80km/hで作動時の 減速度が $3.3\text{m/s}^2$ 以上	初速80km/hで衝突時の 減速度が $10\text{km/h}$ 以上	初速80km/hで衝突時の 減速度が $20\text{km/h}$ 以上
移動車両に対する 性能要件	なし	前方車両30km/h、試験車両 80km/hで衝突しないこと	前方車両10km/h、試験車両 80km/hで衝突しないこと

高速道路における車種別の最高速度の在り方に関する提言  
(令和5年12月、高速道路における車種別の最高速度の在り方に関する有識者検討会)

表1 AEBS(衝突被害軽減ブレーキ)の第1～第3世代への変遷

### 5 大型トラックのAEBS世代別の事故率の比較

AEBS搭載トラックにおいて、表1に示す如くAEBSを第1～第3世代の3種類に分類し、それらの世代別に事故率を比較すると、いずれのAEBS世代においても居眠り運転による事故率は非居眠り運転事故による事故率

よりも有意に低いことが明らかになりました(図2(A))。しかし、AEBSの世代間で事故率を比較すると、非居眠り運転事故では第1世代から第3世代にかけて事故率が有意に減少する傾向が認められましたが、一方居眠り運転事故では事故率の減少傾向は認められませんでした(図3(A))。

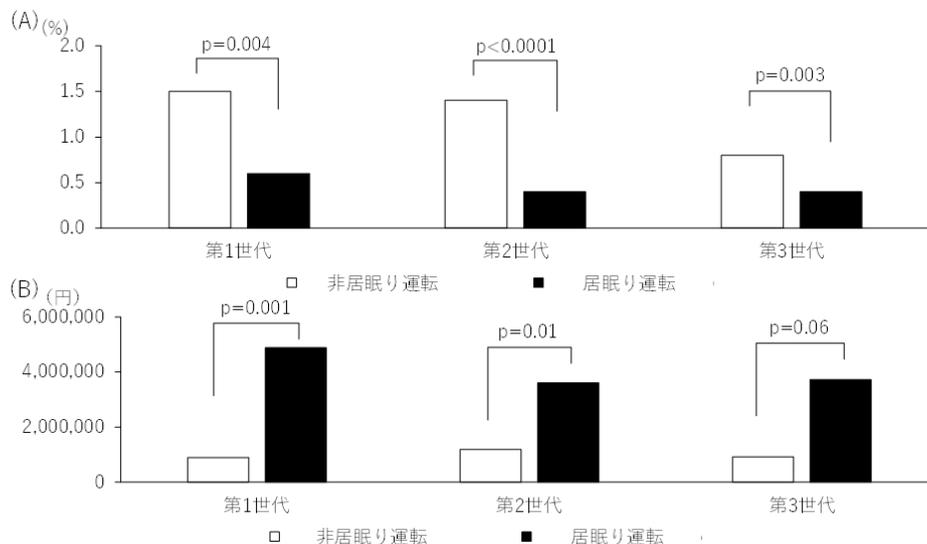


図2 居眠り・非居眠り運転事故における事故率(A)と事故損害金額(B)のAEBS世代別の比較<sup>1)</sup>

AEBSのいずれの世代でも、居眠り運転事故は非居眠り運転事故よりも、事故率(A)は低く、事故損害金額(B)は高額であった。

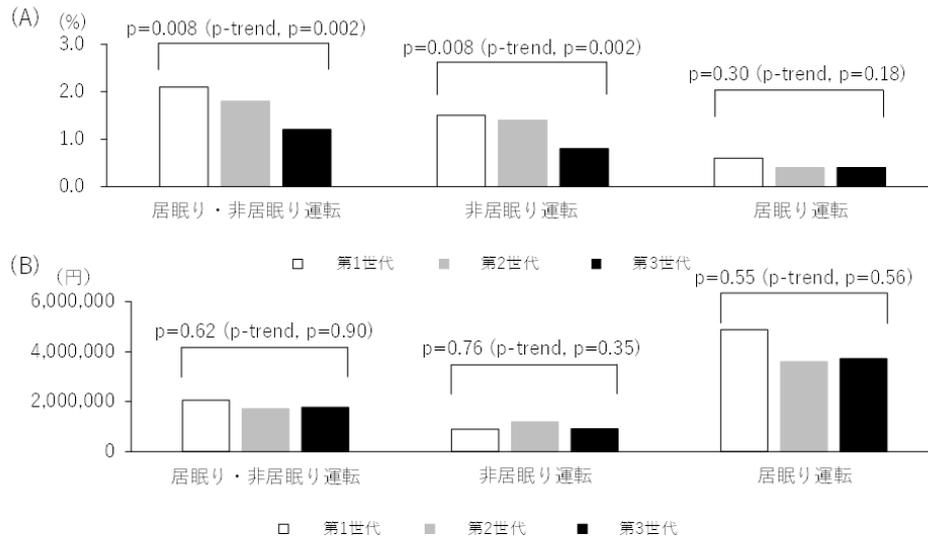


図3 居眠り・非居眠り運転事故における事故率(A)と事故損害金額(B)のAEBS世代間の比較<sup>1)</sup>

AEBSの世代間の比較では、非居眠り運転の事故率のみ第1世代から第3世代になるにつれて有意な減少傾向が認められた。

## 6 大型トラックのAEBS世代別の事故損害金額の比較

AEBS搭載トラックにおいて、AEBS第1～第3世代の世代別に事故損害金額を比較すると、第1、2世代のAEBS搭載トラックでは居眠り運転による事故損害金額は非居眠り運転事故による事故損害金額よりも有意に高かったのに対し、第3世代では有意差が消失しました（図2(B)）。さらに、AEBSの世代間で事故損害金額を比較すると、居眠り運転事故と非居眠り運転事故のいずれでも、事故損害金額の減少傾向は認められませんでした（図3(B)）。

## 7 おわりに

私たちの研究から、大型トラックの衝突事故に関して、AEBSは非居眠り運転事故の事故率低下には有効でしたが、居眠り運転事故の事故率低下への効果は限定的であることが明らかになりました。また、事故損害金額においては、居眠り運転事故、非居眠り運転事故のいずれにおいてもAEBS搭載により事故損害金額は有意に減少しないことが明らかとなりました。運転中の居眠りのためトラックドライバーに事故回避行動が起こらないあるいは遅れることにより、AEBSの効果を十分に発揮できなかったと考えられるため、居眠り運転(運転中のマイクロスリープ)を早期に検知できる監視システムの開発(特許第

7611540号)が早急に必要と考えられます。さらに、眠気を感じたドライバーが休憩する場所の確保やトラックドライバーの睡眠不足や疲労の蓄積を軽減するための労働環境の改善も必要と思われます。AEBSの更なる改良に加え、車線維持支援システムや車間制御システムなどの運転操作に介入する他の安全運転支援システムとの併用なども含め、複合的な対策を行うことにより大型トラックドライバーの居眠り運転事故の削減が可能になるものと期待されます。

## 参考資料:

- 1) Kawaguchi K, Kumagai H, Shiomi T, et al. Evaluation of advanced emergency braking system in drowsy driving-related real-world truck collisions. *Sleep*. 2025; 48: 1-11. (<https://doi.org/10.1093/sleep/zsae196>)
- 2) Kumagai H, Kawaguchi K, Shiomi T, et al. Dashcam video footage-based analysis of microsleep-related behaviors in truck collisions attributed to falling asleep at the wheel. *Accid Anal Prev*. 2023; 187:107070. (doi:[10.1016/j.aap.2023.107070](https://doi.org/10.1016/j.aap.2023.107070))
- 3) 広島大学【プレスリリース】実際にあった大型トラックの居眠り運転衝突事故における衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)の評価. (<https://www.hiroshima-u.ac.jp/news/85439>)

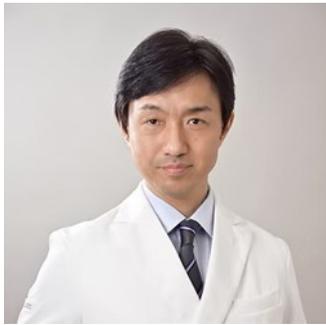
## 新連載「知っておきたい腰痛の知識と対策」が始まります！

7月号から隔月で、陸運業で特に多い腰痛について、腰痛治療、腰痛対策の第一人者である元東京大学医学部附属病院特任教授で、テーラーメイドバックペインクリニック院長の松平浩先生に解説していただきます。松平浩先生の新連載「知っておきたい腰痛の知識と対策」にご期待ください。

### 「知っておきたい腰痛の知識と対策」連載開始に当たって】

テーラーメイドバックペインクリニック (TMBC) 院長

整形外科医・医学博士 松平 浩 （まつだいら こう）



日本人の最も訴えが多い症状は何であるかご存じですか？  
老若男女問わず腰痛です。そして、ドライバーの方々の多くも腰痛を抱えています。

腰痛持ちですと、労働生産性の低下に直結し、健康寿命に影響することが明らかになっています。

安全第一の陸運業においては、ドライバーの方々のみならず経営層にとっても、適切な腰痛管理は重要課題の一つとって過言ではありません。

次号からの連載（隔月）により、腰痛リテラシーを高めていきましょう！ ご期待ください。

### <プロフィール>

腰痛治療及び腰痛予防対策の第一人者。医師が選ぶ名医「BEST DOCTORS IN JAPAN（ベストドクター）」に、2018年より2025年まで連続で選出。東京大学整形外科の腰痛グループチーフ、東京大学医学部附属病院特任教授等を歴任。「NHKスペシャル」「きょうの健康」「世界一受けたい授業」をはじめとするメディア出演や著書も多数。

職場の腰痛対策・研究への貢献に対し、厚生労働省が後援する第74回「保険文化賞」を受賞。

現在は、テーラーメイドバックペインクリニック（自由診療）にてお1人お1人に合った個別の運動療法により、長年悩んでいた背骨の圧迫骨折による腰曲がり（猫背）の改善や、あきらめてしまったゴルフや旅行を再び楽しめるよう腰痛のない身体づくりの運動療法を行っている。

また、大宮リビータ整形外科にて毎週金曜の午後に外来（保険診療）を担当。



腰痛・腰曲がり  
改善動画

## 【連載】（第4回）

# 荷役労働災害防止コンサルティングにおける診断結果と指導内容について

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士

陸災防では労働災害を発生させた陸運事業場等に対して、安全管理士による「荷役労働災害防止対策コンサルティング事業」（以下「コンサルティング」という。）を行っています。本連載では、実施したコンサルティングの内容等を紹介し、貴事業場における労働災害防止対策の参考にしていただければ幸いです。

## 1 コンサルティング実施事業場

- (1) 実施事業場：陸運業 営業所 従業員9名
- (2) 実施時期：4月
- (3) 被災者：運転者／40歳／経験年数10年
- (4) 被災状況：右上腕骨骨折  
(休業見込み：2か月)
- (5) 車両：マナイタ車  
(スタンシヨントレーラー)
- (6) 保護具（会社支給）  
ヘルメット、皮手、安全靴（JIS規格）

## 2 ヒアリングの内容

### (1) 災害発生状況

被災者は、荷主先で鋼材を積んで帰社した。固縛の状態が心配で同僚と2人でレバブロックの増締めを荷台上で行っていた。レバーを強く引いた際、手が滑って後ろに倒れこみ、荷台から右斜め下に倒れて落下し受傷した。レバブロックはゴム板を介して横向きに設置されていた。

### (2) 災害の原因

レバブロックの増締めを行うに当たって、中腰になる等の作業する態勢をとらず、無造作に立ったままレバーを手前に強く引いたこと。

### (3) ヒアリングで確認できたこと

- ・作業手順で指示された、スタンションで立てた転落防止用のネットを作業しやすいように緩めていた。
- ・荷主先で指示されたルールでは、レバブロックはゴム板を介して縦方向に設置し、レバーを押して締める手順になっているが、これを守らなかった。
- ・被災者は、緩めていた転落防止用ネットを越え転落した。

### (4) 安全管理の状況

- ・数年に渡り従業員の出入りがなく、同じメンバーで仕事を継続している。

・配送ルートは複数あるが各運転者は全てのルートに経験がある。ルート毎に扱う貨物に物量等の差異はあるが基本的に同じ鋼材鉄板のため、交通労働災害防止以外に改めて指示するようなことは必要ないと考えている。

・月に一度、本社からの指示事項を通知するための会議を行い、荷主等からの情報を従業員に伝えていた。指示事項が記載された書面はファイルしているが、会議の日時や出席者等の記録・記載はしていない。

・作業手順書は、荷主から指示された作業手順を本社が文書化したものを所持しているが、改めて教育指導はしていない。

・本社を通じて、荷主から通知された他社の事故の情報等を乗務前・乗務後点呼時や詰所への掲示等で従業員に通知し、注意喚起をしている。

・運転者への定期的な教育指導は、国土交通省の定める「法定12項目」を実施している。

## 3 指導・助言事項

(1) 自社構内における会社が決めた作業ルール、現場で必要な作業ルール、及び荷主が指示する作業ルールの遵守状況を定期的に確認する。

(2) 本社から指示された会議の資料には、出席者の氏名と内容を指示した日付を記載して記録を残す。

(3) 荷役ガイドラインに記載されている「労働者の遵守事項」を「法定12項目」の教育に織り込んで、荷役作業の安全についても定期的かつ継続的な指導・教育を行う。

## 4 コンサルティングを終えて

本稿の「2(1)災害状況」は「労働者死傷病報告書」に記載された内容を示し、「2(3)ヒアリ

ングで確認できたこと」はコンサルティングでの聞き取りで確認できたことを記載しました。

ヒアリングを行う中で、「労働者死傷病報告書」に記載された内容が、実際に起きた事象に比べ記載内容が大きく不足している案件に多く出会います。「災害発生状況及び原因」の記入欄は大きいものではないため、原因を記載することができず、発生状況のみを記載しているためだと考えられます。

記載内容が不足するため、本当は運転者が指示された手順を守らなかったという内容が、運転者の注意不足によるものというような内容になってしまいます。

本件では、本社の安全担当が「労働者死傷病報告書」を作成し、「災害発生状況及び原因」については概要の記載だけとなりましたが、別途社内で詳細な事故報告書が作成されており、災害防止対策会議を開催して周知するとともに、現行指示されている作業手順の遵守状況もヒアリングされていました。ここまで対応するのは、荷主等による外力の影響もあると思いますが、その影響によって、従業員や会社の意識が高まればとそれでも良いと思います。おぎなりの口頭による「気を付けて作業するように!」という指示だけでは、同種の災害が再発する可能性が高くなるのではないかと考えます。

#### 【陸災防協賛の厚生労働省の取組】

## + 全国安全週間 +

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

厚生労働省では、7月1日(火)から7日(月)までを「全国安全週間」、6月1日(日)から30日(月)までを準備期間として、各職場における巡視やスローガンの掲示、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組を実施します。

今年で98回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、令和6年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっております。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、計画年次3年目となる令和7年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和7年度は、「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。

実施要綱等、詳細は次のURLからご覧ください（厚生労働省ホームページ）。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_57195.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_57195.html)

【連載】

メンタルヘルスのスペシャリストによる連載です

マコマコ  
博士の

# メンタルヘルス 2025 (第6回)

テーマ「さあ、気分転換しよう！！」

精神科医 夏目 誠

「運転を長時間続けていますと眠気や疲れを感じます。どうすれば良いのでしょうか？」の質問を受けます。対処法の1つとして

駐車できる場所を探し、駐車します。以下の3つあります。場所や状況、気分に応じて選択してください。

- 1 信号待ち深呼吸
- 2 水分補給をし、ミントガムを噛む・噛む
- 3 車外に出て空を見上げましょう。空をね、雲の動きも、そして深呼吸をする

帰宅し布団に入って

- 4 寝る前に呼吸法をし、良い睡眠をゲットしましょう

## 寝る前に、呼吸法

不眠を訴える39歳の男性、小田さん(仮称・以下同じ)は産業医面談で

産業医 : 呼吸法をしますとグッスリ眠れますよ。

小田さん : 呼吸法ですか？

産業医 : 深呼吸をイメージしてください。布団の中で、体の力を抜いてね。目を閉じ、口をポカーンと空けましょう。パネルを示しながら

大事なのは、息を吐くコツです。

ゆっくり長〜く、長〜く吐いてください。ゆっくりと長〜く。

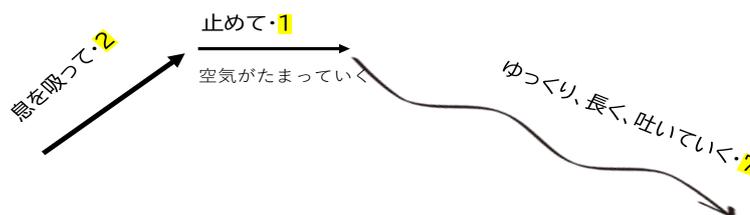
小田さん : 吐くのを、ゆっくり長〜くか……

産業医 : 配分が大事です。2, 1, 7くらいのイメージで。吸うのが2, 止めるのが1, ゆっくり吐いていくのが7くらいです。

小田さん : やります。

産業医 : 今晚からね。息をゆっくり長〜く吐いていけば自律神経の副交感神経の働きが強化されリラックスでき、眠れますよ！！

2・1・7のリズムで、やりましょう！  
腹式呼吸で **吐〜〜く** 行為に注意を



呼吸法パネル

1つの目安、やりやすい割合でOKOK

口をポカーンと空け、  
ユックリ長〜く長〜く息を吐いてね。

深い眠りに誘導されますよ！！

夏目が ChatGPT-4o で  
製作、以下同じです



### 信号待ち深呼吸

健康冊子などで紹介されています。信号待ちの時です。目を閉じなくて構いません。アクセルを踏む前の“一呼吸”を。長時間の運転や配達で、知らず知らずのうちに呼吸が浅くなることがあります。呼吸が浅いと、体に酸素が回りづらくなり、集中力の低下や疲れにもつながります。

呼吸法の要領でね。副交感神経優位になり心が、体がラクになります。  
(ChatGPT-4oと夏目の共同制作)

### クイックリセット

セロトニン  
がでます



水分補給は大事です。夏場は脱水状態にならないように。ホッとしたところでミントガムを噛みましょう

## “水+ミントガム”でリセット！

ペットボトルの常温水を飲み、脳と身体にフレッシュな水分を補給します。爽やかな甘味とミントの刺激が眠気を吹き飛ばし、脳の前頭前野をシャキッと目覚めさせます。

ガムを噛むリズムが“幸せホルモン”と言われるセロトニン分泌を促し、心を穏やかに整えてくれます。噛み終わったガムは走行再開前に捨てて、運転中の集中をキープしてください。ほんの1分で休憩スイッチが入りますから。

（ChatGPT-4oと夏目との共同制作）



## 合間に空を見るのも

車外に出ましょう。閉じ込めからの解放です。ストレッチをしながら空を見上げるだけで気分が変わります。青空の中、雲がユックリ動いています。朝焼け、夕空、夜空などで心のモヤが晴れますよ。（ChatGPT-4oと夏目との共同制作）

最後に「マコトの一言」で締めくくります。

## マコトの一言



秋吉 | 夏目

令和7年10月15日・12月3日実施

厚生労働省認定

## 陸災防フォークリフト荷役技能検定のご案内



厚生労働省認定「陸災防フォークリフト荷役技能検定」を令和7年10月15日(水)、令和7年12月3日(水)に実施します。

この検定試験は、フォークリフト運転技能講習修了者等を対象に、より安全で正確かつ迅速な作業を評価・認定し、労働災害の防止に寄与することを目的とした制度です。

多数のフォークリフト運転者の皆さまのご参加をお待ちしています。



団体等検定制度

## 技能の程度について

- 1級 フォークリフト運転技能講習修了後5年程度のフォークリフトによる荷役作業の実務経験を有する上級のフォークリフト運転者
- 2級 フォークリフト運転技能講習修了後3年程度のフォークリフトによる荷役作業の実務経験を有する中級のフォークリフト運転者

## 受検資格

- 1級 陸災防フォークリフト荷役技能検定2級合格後2年以上の実務経験を有する者等<sup>(注1)(注2)</sup>
- 2級 フォークリフト運転技能講習修了後2年以上の実務経験を有する者<sup>(注2)</sup>

(注1)令和5年度以前に実施の検定試験2級合格者。

(注2)令和5年度以降に実施の検定試験一部合格者は、合格となっている科目（学科又は実技）が免除されません。

## 検定日

- 検定日 第1回：令和7年10月15日(水)  
第2回：令和7年12月 3日(水)



## 受検会場

10月15日(水)

受検地	岩手	秋田	群馬	埼玉	東京	岐阜	福岡
1級	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科・実技	学科のみ	学科のみ	学科のみ
2級	学科・実技	学科・実技	学科のみ	学科・実技	学科のみ	学科・実技	学科・実技
2級リーチ	-	-	-	学科・実技	-	-	-

12月3日(水)

受検地	群馬	東京	静岡	愛知	愛媛
1級	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科・実技	学科・実技
2級	学科のみ	学科のみ	学科・実技	学科・実技	学科・実技
2級リーチ	-	-	-	学科・実技	-



- ・1級試験は、カウンターバランス式のみを実施します（リーチ式は実施しません）。
- ・2級試験は、カウンターバランス式とリーチ式の実施があります（リーチ式は埼玉・愛知のみ）。

## 試験科目

試験科目		試験内容の概要	配点	
			1級	2級
学科試験		関係法令、フォークリフトの走行・荷役・力学及び一般的な荷役作業についての知識(計50問) ※1級と2級では、難易度が異なります。	300点	300点
実技試験	(点検試験)	作業開始前点検(43項目)の点検を行う。そのうち、不具合箇所(複数箇所)を指摘する。	100点	200点
	(運転試験)	作業開始前点検(カウンター43項目/リーチ25項目)の点検を行う。	600点	

## 受検費用

- 1級 ・ 学科試験受検手数料 会員：5,500円（税込） 非会員：6,600円（税込）  
 ・ 実技試験受検手数料 会員：27,500円（税込） 非会員：33,000円（税込）  
 2級 ・ 学科試験受検手数料 会員：5,500円（税込） 非会員：6,600円（税込）  
 ・ 実技試験受検手数料 会員：22,000円（税込） 非会員：26,400円（税込）

## 受検申請の方法

以下の受検申請書をダウンロードし、申請書に必要事項をご記入の上、陸災防本部までFAX又は郵送にてお送りください。

[【1級受検申請書 \(Excel\)】](#)

[【2級受検申請書 \(Excel\)】](#)

## 検定についての問合せ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 技術管理部 TEL 03-3455-3857 FAX 03-3453-7561



学科試験



点検試験



運転試験

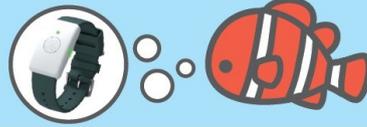


運転試験

主唱：厚生労働省／労働災害防止団体等

# 令和7年 STOP! 熱中症

## クールワークキャンペーン



厚生労働省、中央労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会などでは5月1日から9月30日まで「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」を実施します。運送業における熱中症による死傷者数（速報値）は3年連続で増加しており、建設業、製造業に続き全業種のうち14%を占めています。また今年度は熱中症を重篤化させないための対策が罰則付きで強化されます。陸災防では熱中症対策用のグッズ、小冊子を会員様向けに特別価格で販売いたします。

### A 熱中対策ウォッチ カナリアPlus™

通常価格 6,930円 ▶ 会員特別価格 **6,237円** (税込)

“あなたが熱中症になる前に音と光でお知らせ”します

**NEW**

熱中対策ウォッチ カナリアPlus™の特徴

- ※ベルトの色が変更になりました。シリコンバンドに変更
- バイブレーション機能が追加
- 15秒に1回の点滅
- 2箇所でのLED表示
- 5ヶ月使い切り

#### 01 簡単操作

電源ボタンを押し、手首に着用するだけでそのままご利用いただけます。

#### 02 耐久性

防塵・防水性能は安心のIP67。夏のヘビーユースを想定した設計です。

#### 03 管理不要

ワンシーズンで使い切りというコンセプトで充電する手間はありません。

日本製NETIS登録技術 特許取得済み技術 **Biodata bank**

**使い方**

腕に巻くだけで、**深部体温の上昇を検知し、**アラームが鳴ったらLEDが赤から緑の点滅に変わるまで必ず休憩!

暑熱下でのリスクを、事前に知らせる。

子どもから、お年寄りまで、人それぞれに潜む暑熱下でのリスクを、事前にお知らせします。

暑熱下のリスクを検知して、あなたが一大事になる前にアラームとLED表示でお知らせし、塩分・水分補給や涼しい場所での休息を促す、5ヶ月使い切りのウェアラブルデバイスです。 ※数量に限りがあります。なくなり次第終了となります。

### B マジクールEX

通常価格 1,628円 ▶ 会員特別価格 **1,384円** (税込)

水を含ませて首に巻くだけで冷感が長時間持続するネッククーラー



繰り返し使えるのでエコで経済的!

MAGICOOL®

●サイズ:H55×W570mm



ネッククーラー MAGICOOL®

**マジクール**

水だけで冷感持続

冷感持続 **20時間**

800万本突破

スツツとひんやり

冷感選ばれて

気化(蒸発) 水分 ↑

↑ 吸熱

気化熱作用で首回りを冷却。太い血管が多く集まる頸部を冷やします。

熱中症対策のための「体制整備」、「手順作成」、「関係労働者への周知」が事業者にも罰則付きで義務化されました。(2025年6月より施行)

**熱中症 重篤化させない、早期の対応を**

① 見つける ② 判断する ③ 対処する

安全衛生ポスター 熱中症・現場対応

**DANGER 危険 SEVERE WARNING 嚴重警戒**

WBGTを知って熱中症予防!

安全衛生ポスター 熱中症・暑さ指数

**E 小さな異変を見逃さない!**

安全衛生ポスター 見逃さないで・熱中症

**F 熱中症対策**

実践ポスター 熱中症・対策強化

通常価格 330円 ▶ 会員特別価格 **280円** (税込)

通常価格 462円 ▶ 会員特別価格 **392円** (税込)

陸災防 会員様向け特別案内 熱中症対策 図書・用品

# 令和7年 STOP! 熱中症

クールワークキャンペーン



## G 働く人の熱中症予防

～暑さから身を守ろう～

通常価格 110円 ▶ 会員特別価格 **94円** (税込)

中央労働災害防止協会 編

8頁 / 4色刷 A5判

熱中症の症状、水分や塩分の補給のしかた、救急処置などについてイラスト入りでわかりやすく解説。人が汗をかく仕組みやアイススラリーによるプレクーリングの効果なども紹介。

改訂 第2版 熱中症・夏場対策にはこの一冊！

## H リスクを知って防ごう熱中症

発症時、緊急時の措置を確認！

通常価格 275円 ▶ 会員特別価格 **238円** (税込)

堀江 正知 監修 中央労働災害防止協会 編

16頁 / 4色刷 A6判

現場の職長、リーダー向けにまとめた熱中症予防対策ポケットブック。暑さ指数(WBGT)の確認や作業者の健康状況など、朝礼時や作業中のチェックリストに加えて、救急処置の方法についても紹介。現場の日常的な管理に最適。

改訂 第4版

### 陸災防 会員様向け特別案内 熱中症対策 図書・用品 申込書

お申込先 **FAX 03-3453-7561** (こちらの商品のご注文は FAX のみで承っております)

■ FAX送信用ご注文書

2025

貴社名				
ご住所〒				
ご所属				ご担当者
TEL				FAX
品名	No.	金額 (税込)	数量	
<b>A</b> 熱中対策ウォッチ カナリア Plus	45383	6,930円 ▶ <b>6,237円</b>		
<b>B</b> マジクール EX	45366	1,628円 ▶ <b>1,384円</b>		
<b>C</b> 安全衛生ポスター 熱中症・現場対応	31942	330円 ▶ <b>280円</b>		
<b>D</b> 安全衛生ポスター 熱中症・暑さ指数	31910	330円 ▶ <b>280円</b>		
<b>E</b> 安全衛生ポスター 見逃さないで・熱中症	31892	330円 ▶ <b>280円</b>		
<b>F</b> 実践ポスター 熱中症・対策強化	31513	462円 ▶ <b>392円</b>		
<b>G</b> 働く人の熱中症予防 ～暑さから身を守ろう～	21548	110円 ▶ <b>94円</b>		
<b>H</b> リスクを知って防ごう熱中症	21630	275円 ▶ <b>238円</b>		

● 掲載の用品・図書・発送料は、消費税10%込みの価格となっております。 ● 商品は中央労働災害防止協会より発送されます。請求書を別途郵送いたします。

① 図書一冊のみを購入の場合	440円
② ポスター1枚のみをご購入の場合	880円
③ 購入図書・用品の合計額が11,000円未満の場合	990円
④ 購入図書・用品の合計額が11,000円以上22,000円未満の場合	1,870円
⑤ 購入図書・用品の合計額が22,000円以上110,000円未満の場合	2,640円
⑥ 購入図書・用品の合計額が110,000円以上の場合	無料

※ 新製品については、入荷状況により発送が遅れる場合があります。  
 【キャンセル】ご注文商品出荷後のキャンセルはできません。  
 【返品・交換】商品の不具合、当方の不備を除き、お客様の都合によるご注文商品の返品・交換は受けできません。

お申込 お問い合わせ先：陸上貨物運送事業労働災害防止協会 TEL 03-3455-3857

商品に関するお問い合わせ先：中災防 出版事業部 企画開発課 TEL 03-3452-6844

# 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全衛生図書・用品カタログ

(税込価格)

## テールゲートリフター作業者必携-テールゲートリフター特別教育用テキスト-



テールゲートリフターの取扱いに関し、正しい知識と安全な作業を確保するため、令和5年3月に労働安全衛生規則が一部改正され、テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業については、特別教育の対象になりました。この改正を受け、陸災防では、有識者やテールゲートリフターメーカーの技術者などを構成員とする教材作成委員会を設置して検討を重ね、学科教育に対応したテキストを作成しました。本書は、安全衛生特別教育規程に示されたカリキュラムに沿って、テールゲートリフターの構造、点検・設備、取扱い方法、災害事例を踏まえた安全な作業方法などを、イラストや写真を多く用いて分かりやすく解説しています。

当協会ホームページからテールゲートリフター関連図書・用品申込書をプリントアウトの上、必要事項を記入し、FAXにてお申込みください。

A4判/96頁/頒価 990円/令和5年6月

## テールゲートリフターの安全作業ハンドブック



テールゲートリフター特別教育の受講記録が記載・携帯できるポケットサイズの小冊子です。

作業における注意事項、チェックリスト、日常点検項目を掲載しております。

当協会ホームページからテールゲートリフター関連図書・用品申込書をプリントアウトの上、必要事項を記入し、FAXにてお申込みください。

手帳サイズ (10.5×15 cm) 8頁/頒価 165円/令和5年6月

## テールゲートリフターによる安全な荷役作業 (DVD)



テールゲートリフター特別教育の学科教育の補完教材となる動画教材です。特別教育で示された学科教育(4時間)の一部として使用できます。

当協会ホームページからテールゲートリフター関連図書・用品申込書をプリントアウトの上、必要事項を記入し、FAXにてお申込みください。

DVD/約45分/頒価 22,000円/令和5年8月

## 【DVD はい作業ビデオ】 はい作業の安全



はい作業の現場で働く方々への安全教育教材としてお使いください!

### 【主なコンテンツ】

- 災害発生の仕組み
- はい作業の基本
- 荷役運搬機械によるはい付け・はい崩しの安全作業
- 異常発見時の措置

DVDビデオ/約21分/頒価 11,000円/平成30年1月

## 【DVD フォークリフトビデオ】 フォークリフトによる安全な荷役運搬作業



このDVDは、フォークリフトによる荷役運搬作業について、安全な運転方法を映像とナレーションで示すことにより、より安全な操作を確認できるものとなっています。

また、厚生労働省が示す「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」を実施するときの補助教材としての活用いただけます。

DVDビデオ/23分36秒/頒価 11,000円/平成28年10月

## 【DVD フォークリフトビデオ】 フォークリフトの作業開始前点検の進め方



「労働安全衛生規則第151条の25(点検)」により定められているフォークリフトの作業開始前点検の様子を分かりやすく紹介しています。また、厚生労働省が示す「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」を実施するときの補助教材としての活用いただけます。

ダイジェスト映像：<http://www.rikusai.or.jp/>

DVDビデオ/25分37秒/頒価 11,000円/平成23年2月

複数購入割引  
のご案内

3枚以上のご注文で  
20%OFF!!

2枚のご注文で  
10%OFF!!  
(19,800円)

DVDの  
組合せは  
自由です!

(税込価格)

## &lt;荷役災害防止関係&gt;

	<b>荷役災害防止担当者教育用テキスト</b> 頒価 1,595 円	この図書は、厚生労働省の策定した「荷役ガイドライン」で示された「荷役災害防止担当者」の教育用テキストです。 なお、この図書は、陸運業の荷役災害防止担当者にも、また荷主等の荷役災害防止担当者にも使用できる共通の教育用テキストとなっております。 <b>A4判／151頁／第4版</b>
	<b>作業指揮者必携&lt;安全教育テキスト&gt;</b> 「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」「積卸し作業指揮者」 頒価 1,925 円	車両系荷役運搬機械等を用いて作業する場合の「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」、一の荷でその重量が100キログラム以上のものを貨物自動車等に積卸しする作業を行う場合の「積卸し作業指揮者」の選任が法令で定められています。 これらの作業指揮者教育を実施する際に必要なテキストとして取りまとめたものです。 <b>A4判／159頁／改訂5版</b>
	<b>はい作業安全必携</b> -はい作業主任者技能講習テキスト- 頒価 1,980 円	はい作業主任者技能講習用テキストとして、多くの写真、図、イラスト等を用いて、最新の内容について分かり易く解説したものです。技能講習用のテキストとしてだけでなく、はい作業の安全確保のためにも広く事業場で活用いただけるものです。令和7年3月に改訂を行いました。 <b>A4判／197頁／改訂6版</b>
	<b>荷役運搬機械等によるはい作業の安全</b> 頒価 1,265 円	厚生労働省の「安全衛生教育推進要綱」に基づいて実施することとされている「荷役運搬機械等によるはい作業従事者教育」について、フォークリフト、クレーン等を用いるはい作業従事者に対する教育用テキストとして作成しました。参考書としてもご利用ください。 <b>A5判／159頁／改訂3版</b>
	<b>フォークリフト運転業務従事者安全教育テキスト</b> 頒価 1,705 円	フォークリフト運転技能講習を修了してフォークリフトの運転業務に就いている（就く）方を対象とした安全教育・能力向上教育用のテキストです。 なお、運転をする方だけでなく、関係者の参考書としても役立つ内容となっております。 <b>A4判／150頁／改訂3版</b>
	<b>ロールボックスパレット作業教育担当者テキスト</b> 頒価 770 円	ロールボックスパレット及びテールゲートリフターは、物流の効率化や作業者の負担軽減などに貢献する人力荷役機器・装置の一つですが、近年これらに起因する労働災害が多く発生しています。 本書は労働安全衛生総合研究所の大西先生の監修による取扱方法等の詳しい解説を掲載しております。 <b>A4判／40頁</b>
	<b>[DVD]</b> <b>ロールボックスパレットを安全に使用するためのルール</b> 頒価 770 円	「ロールボックスパレット作業教育担当者テキスト」の補助教材として本DVDを作成しました。併せてご活用ください。 <b>DVD／11分</b> <b>【セット購入割引のご案内】</b> ロールボックスパレットテキストと同DVDをセットでお買い求めいただきますと、770円+770円=1,540円のところ、 <b>セット価格1,320円(税込)</b> にて販売いたします！
	<b>ロールボックスパレットの安全作業ハンドブック</b> 頒価 220 円	本ハンドブックは、ロールボックスパレットの作業に従事する方々が安全な作業ができるよう、災害事例などを基にイラストを多く使って分かりやすく説明しています。是非、社内の教育用、作業者の携帯用としてご活用ください。 <b>手帳サイズ（10.5×15cm）16頁</b>

## &lt;交通労働災害防止関係&gt;

	<b>新改善基準告示対応 交通労働災害防止担当管理者必携</b> -交通労働災害防止担当管理者教育テキスト- 頒価 1,595 円	交通労働災害防止担当管理者を新たに選任した場合に行う教育のためのテキストとして取りまとめたものです。陸運業関係の法規制等についても具体的に記載し、改善基準告示の内容の理解に資することとしました。陸運業だけではなく、製造業や第三次産業における交通労働災害の防止にも対応した内容のものとなっています。 令和6年11月に改訂を行いました。 <b>A4判／269頁／改訂7版</b>
	<b>職場ですすめる 交通労働災害防止</b> -ヒヤリ・ハットから交通KYTまで- 頒価 880 円	小規模事業場でも容易に実践することができる交通労働災害防止のための手法として、ヒヤリ・ハット活動、交通危険予知トレーニング、指差し呼称、交通危険マップ等を取りあげ、これらの手法について易しく解説を加えました。また、交通危険予知トレーニングを行える「イラストシート集」を併せて掲載しました。 <b>B5判／50頁／改訂版</b>

(税込価格)

## &lt;安全管理関係&gt;

	<b>やさしく学ぶ 労働安全衛生関係法令</b> -陸上貨物運送事業-  頒価 1,210 円	労働安全衛生法は、過去の重大な労働災害を踏まえ、その再発防止のために事業者が何をしなければならないかを示したものです。本書では、左のページに法令を記載し、右のページにてその法令を分かりやすい形に整理して内容の説明を行い、理解しやすいものとしています。 是非職場の安全衛生水準の向上にお役立てください。 <b>A4判／185頁</b>
	<b>労働災害としての 過労死を予防するための基礎知識</b>  頒価 1,100円	陸運業においては、労働災害としての過労死の予防が大きな課題となっております。 過労死の労災認定の状況をはじめ、過労死発祥のメカニズム、労災認定の仕組み、認定基準、企業の責任などについて分かりやすく解説したものです。 <b>A4判／87頁</b>
	<b>高齢者に配慮した 交通・荷役災害防止 の手引き</b> ~高齢になっても安全・健康に働くために~ 頒価 1,100 円	高齢の自動車運転者をはじめ、高齢の荷役作業従事者も対象に、企業としてどのようにしたら高齢従業員に安全・健康に働いてもらうことができるか、また、高齢従業員自身もどのようにしたら安全・健康に働くことができるかを示したものです。 <b>A4判／115頁</b>
	<b>陸運業のための 安全衛生推進者必携</b>  頒価 2,530円	労働安全衛生法では、10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、安全衛生推進者を選任しなければならないとされています。 本書は、陸運業に従事する安全衛生推進者の養成講習用として活用いただけます。 <b>A4判／231頁／改訂3版</b>
	<b>安全管理者必携</b> -安全管理者選任時研修テキスト-  頒価 2,420 円	平成18年の労働安全衛生法等の改正により、安全管理者の選任要件として、従来の学歴と実務経験に加えて厚生労働大臣が定める「安全管理者選任時研修」の修了が必要となりました。本書は、この研修用テキストで、陸運業における作業の特殊性を加味した内容の研修用テキストです。令和6年11月に改訂を行いました。 <b>A4判／174頁／改訂2版</b>
	<b>リスクアセスメント イラストシート</b> -荷役作業におけるリスクアセスメントの実際-（第2集）  頒価 1,375 円	荷役作業時の労働災害を防止するためには、「リスクアセスメント」の取組が有効です。本書では、主な荷役作業をイラストで紹介し、演習形式でリスクアセスメントの手法が身につくようにしたものです。リスクアセスメントの導入部分である見積評価について、取り組みやすいマトリックス方式についても解説しています。 <b>A4判／83頁／改訂版</b>
	<b>リスクアセスメント イラストシート</b> -荷役作業におけるリスクアセスメントの実際-（第1集）  頒価 1,375 円	事業場でどのようにリスクアセスメントを導入していくかを示すとともに、作業事例に基づくリスクアセスメントの実施方法を分かりやすく紹介しています。 さらに、20の作業事例をイラストで示していますので、演習問題としてこれらのリスクアセスメントに取り組むことにより、リスクアセスメントの実践力が身につくようになっています。 <b>A4判／80頁／第1版</b>
	<b>陸運業で働く人の はじめての安全と健康</b> -雇入れ時等の安全衛生教育テキスト-  頒価 990円	新規に雇い入れた従業員は、作業のどこに危険があるかよく分からないことから、被災のリスクが高いと考えられます。 法定の雇入れ時等の教育で、陸運業の職場に共通する基礎的な事項についての的確に教育するためには、このテキストを活用することが大変に効果的です。 <b>A4判／77頁／改訂初版</b>

安全衛生図書・用品カタログ

(税込価格)

【ポスター／紙のぼり】			【資格者ワッペン・シール】		
					
			ショベルローダー等 運転資格者ワッペン・シール	385 円	ワッペン 6.5×6.5 cm シール 3.5×3.5 cm
					
熱中症予防ポスター	210 円	B2判 (728×515 mm)	玉掛技能資格者 ワッペン・シール	385 円	ワッペン 6.5×6.5 cm シール 3.5×3.5 cm
					
			小型移動式クレーン 運転資格者ワッペン・シール	385 円	ワッペン 6.5×6.5 cm シール 3.5×3.5 cm
			<b>【安全旗】</b>		
			安全旗(特大)	3,080 円	140×210 cm
			安全旗(大)	1,760 円	104×156 cm
安全ポスター No.87	210 円	B2判 (728×515 mm)	安全旗(中)	1,320 円	86×129 cm
			安全旗(小)	990 円	70×105 cm
			<b>【安全衛生旗】</b>		
			安全衛生旗(特大)	3,630 円	140×210 cm
			安全衛生旗(大)	2,200 円	104×156 cm
			安全衛生旗(中)	1,540 円	86×129 cm
			安全衛生旗(小)	1,210 円	70×105 cm
			安全衛生旗(卓上)	1,650 円	12×16 cm
標語入り 夏期労働災害防止 強調運動紙のぼり	210 円	(250×1,080 mm)			

お申込みは、陸災防支部または本部へお願いいたします。

陸災防本部 TEL:03-3455-3857



購入方法のご案内 2025年6月

災害事例  
と  
その対策

## 身近に潜む転倒災害の原因を水平展開して 転倒防止対策を徹底しよう！

### はじめに

陸運業での令和6年の死傷災害は16,292人で、前年比0.5%増加となりました。事故の型別で上位の転倒災害は、2,980人、20人増でした。

今回は転倒災害のうち、階段から転倒した災害について原因、対策を検証します。

### 1 A社の転倒災害

#### 事例1

発生時間、場所：午前3時頃、自社事務所  
被災者情報：トラック運転手、48歳、男性、  
経験年数4年

災害の程度：左足甲骨折、休業2か月

#### 災害発生状況

点呼終了後、2階事務所から1階へ階段を使用して移動中、下から3段目の階段でバランスを崩して転倒、踊り場まで転落して、左足甲を骨折した。

#### 事例2

発生時間、場所：午後3時頃、自社事務所  
被災者情報：フォークリフト運転手、46歳、  
男性、経験年数1年

災害の程度：左足首骨折、休業2か月

#### 災害発生状況

2階事務所から1階へ階段を使用して移動中、下から1段目の階段でバランスを崩して転倒、踊り場まで転落して、左足甲を骨折した。

#### 災害発生原因

- (1) 両名とも事務所の階段で転倒することを想定せずに、緊張感がなく漫然と階段を昇降した。
- (2) 階段で転倒災害が発生する事例があることを、社内で水平展開されていなかった。
- (3) 階段に手すりが無く、手すりの使用がされていなかった。
- (4) 階段の滑り止めが経年劣化して、滑り止めの効果が不足していた。

### 2 B社の転倒災害

発生時間、場所：午後7時頃、自社事務所  
入口

被災者情報：荷役作業員、51歳、女性、経験  
年数1年

災害の程度：左手首関節打撲、休業2週間  
災害発生状況

業務終了後、自社事務所出入口階段（3段）の最上段でつまずき、バランスを崩して最下段まで転倒した際に、両手で体を庇った。当日は痛み等がなく問題無いと思っていたが、翌日になり左手首関節に痛みが生じ、診断の結果、打撲と診断を受けた。

#### 発生原因

- (1) 業務が終了して緊張感が低下したのと同じ時に、事務所の階段で転倒する可能性があることを認識せず階段を昇降した。
- (2) 階段で転倒災害が発生する事例があることを、社内で水平展開されていなかった。
- (3) 階段に手すりが無く、手すりの使用がされていなかった。
- (4) 階段の滑り止めが経年劣化して、滑り止めの効果が不足していた。

### 3 再発防止対策

- (1) 階段では転倒する可能性があることを社内で水平展開する。
- (2) 手すりの新規設置及び滑り止めの取り替えを行う。
- (3) 階段全てにマーキングを行う。
- (4) 転倒の危険性を周知するため、踊り場等にポスター掲示を行う。
- (5) 人感センサーによる注意を促す音声を再生する。
- (6) （スマートフォンを見る等）ながら歩行を禁止する。
- (7) 物を持っている場合は、エレベーターが設置されていれば、エレベーターを使用する。

#### まとめ

事務所に設置された階段の昇降は、常々気に留めることなく行われており、管理・監督者及び労働者のどちらも転倒災害に繋がると考えていないのではないのでしょうか。

階段における転倒災害防止対策は、主として①「水平展開」、②「見える化」、③「手すり、滑り止めの設置」となります。「他山の石」とすることなく、各社で対策を実践してください。  
ご安全に！

## 業種別労働災害発生状況（令和6年確定）

確定

死亡災害						
	令和6年1～12月 [確定値]		令和5年1～12月 [確定値]		対前年比較	
	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	746	100.0	755	100.0	-9	-1.2
製造業	142	19.0	138	18.3	4	2.9
建設業	232	31.1	223	29.5	9	4.0
交通運輸事業	9	1.2	9	1.2	0	0.0
陸上貨物運送事業	108	14.5	110	14.6	-2	-1.8

死傷災害						
	令和6年1～12月 [確定値]		令和5年1～12月 [確定値]		対前年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	135,718	100.0	135,371	100.0	347	0.3
製造業	26,676	19.7	27,194	20.1	-518	-1.9
建設業	13,849	10.2	14,414	10.6	-565	-3.9
交通運輸事業	3,089	2.3	3,026	2.2	63	2.1
陸上貨物運送事業	16,292	12.0	16,215	12.0	77	0.5

### 事故の型別 死亡災害発生状況（陸上貨物運送事業 確定）

確定

	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	その他
令和6年1～12月	108	21	1	12	3	5	15	39	0	12
令和5年～12月	110	25	2	4	5	5	9	48	0	12
対前年増減	-2	-4	-1	8	-2	0	6	-9	0	0

（注）この表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故（その他）」以外をまとめたもの

### 事故の型別 死傷災害発生状況（陸上貨物運送事業 確定）

確定

	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他
令和6年1～12月	16,292	4,188	2,980	1,141	699	412	880	1,617	852	12	2,850	661
令和5年1～12月	16,215	4,207	2,960	1,153	674	390	828	1,674	861	10	2,902	556
対前年増減	77	-19	20	-12	25	22	52	-57	-9	2	-52	105

（注）この表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「動作の反動・無理な動作」以外をまとめたもの

詳細は、陸災防ホームページ<http://www.rikusai.or.jp/>に掲載

資料出所：厚生労働省

#### 【死亡災害】

死亡災害は108人となり、前年と比べて2人の減少となった。事故の型別でみると、「交通事故（道路）」が39人と最も多くを占めたものの、前年と比べると9人の減少となっている。次いで多く発生した「墜落・転落」においては21人であり、前年と比べて4人の減少となった。

#### 【死傷災害】

死傷災害は16,292人となり、前年から77人増加した。事故の型別の状況を前年と比較すると、「激突され」（+52人）、「飛来・落下」（+25人）、「崩壊・倒壊」（+22人）が大きく増加している。一方で、「はさまれ・巻き込まれ」（-57人）、「動作の反動・無理な動作」（-52人）、「墜落・転落」（-19人）は減少した。

## 業種別労働災害発生状況（令和7年速報値）

令和7年5月7日現在

死亡災害						
	令和7年1月～4月 [速報値]		令和6年1月～4月 [速報値]		対前年比較	
	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	181	100.0	187	100.0	-6	-3.2
製造業	32	17.7	41	21.9	-9	-22.0
建設業	59	32.6	64	34.2	-5	-7.8
交通運輸事業	2	1.1	0	0.0	2	0.0
陸上貨物運送事業	23	12.7	28	15.0	-5	-17.9

死傷災害						
	令和7年1月～4月 [速報値]		令和6年1月～4月 [速報値]		対前年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	31,300	100.0	31,849	100.0	-549	-1.7
製造業	6,391	20.4	6,670	20.9	-279	-4.2
建設業	3,145	10.0	3,379	10.6	-234	-6.9
交通運輸事業	898	2.9	795	2.5	103	13.0
陸上貨物運送事業	4,015	12.8	4,149	13.0	-134	-3.2

### 事故の型別 死亡災害発生状況（陸上貨物運送事業 速報値）

令和7年5月7日現在

	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	その他
令和7年1月～4月	23	3	0	3	2	1	0	12	1	1
令和6年1月～4月	28	6	1	2	0	2	7	9	0	1
対前年増減	-5	-3	-1	1	2	-1	-7	3	1	0

（注）この表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故（その他）」以外をまとめたもの

### 事故の型別 死傷災害発生状況（陸上貨物運送事業 速報値）

令和7年5月7日現在

	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他
令和7年1月～4月	4,015	1,117	951	223	180	83	211	361	226	0	582	81
令和6年1月～4月	4,149	1,121	882	305	170	92	205	424	207	5	658	80
対前年増減	-134	-4	69	-82	10	-9	6	-63	19	-5	-76	1

（注）この表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「動作の反動・無理な動作」以外をまとめたもの

詳細は、陸災防ホームページ<http://www.rikusai.or.jp/>に掲載

資料出所：厚生労働省

#### [死亡災害]

死亡災害は23人となり、前年同月と比べて5人の減少となった。事故の型別で見ると、「交通事故（道路）」が12人と最も多く発生しており、前年同月からは3人の増加となった。「飛来・落下」は前年から1人の増加となっている。

#### [死傷災害]

死傷災害は4,015人となり、前年同月と比べて134人の減少となった。主な事故の型別の状況を前年同月の状況と比較すると、「転倒」（+69）、「交通事故（道路）」（+19）、「飛来・落下」（+10人）が大きく増加している一方で、「激突」（-82人）、「動作の反動・無理な動作」（-76人）、「はさまれ・巻き込まれ」（-63人）が大きく減少している。

## 陸運業 死亡災害の概要（令和7年）

令和7年5月7日現在  
陸災防調べ

災害発生 年月日	事故の型	起因物	性別	年齢	職種	経験 期間	被災時の 作業内容	災害の概要
7年 4月 14日	交通事 故（道 路）	トラック	男性	59	貨物自 動車運 転者	12 年		印刷工場から他県の販売店に新聞を配送する業務を終え事業場に戻るため、被災者が2tトラックを運転して国道を走行していたところ、対向車線にはみ出し、対向車の大型トラックと正面衝突した。

(注) 後日、内容については、削除又は記載内容を修正する場合があります。

## 安全ポスターのご案内

## トラックからの墜落・転落対策にご活用ください！



安全ポスター No.87

陸運業の死傷災害は、墜落・転落災害が最も多く発生しています。

この度、令和7年度陸災防安全衛生標語荷役部門優秀作品「気を付けて！ 荷台の高さも命取り 踏台・手すり・ヘルメット」をテーマとした安全ポスターを作成し、頒布中(価格210円(税込))です。

トラックからの墜落・転落防止対策に本ポスターをご活用ください！

品名：安全ポスターNo.87

価格：210円（税込）

ご注文は次のURLからお願いいたします。

[http://rikusai.or.jp/  
health\\_and\\_safety/  
how\\_to\\_buy/](http://rikusai.or.jp/health_and_safety/how_to_buy/)

## 陸災防の動き

- 5月 ・全国支部事務局長・事務担当者会議 5月15日
- ・登録技能講習実施管理者研修会 5月16日

## 熱中症予防ポスターのご案内

## 熱中症対策にご活用ください！

令和7年度安全衛生標語健康部門優秀作品

熱中症  
正しい知識と  
正しい対処  
即時の判断  
命を守る

もしもの時は迷わず119番

通報先	通報先
電話 ( )	電話 ( )

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

熱中症予防ポスター

本年6月1日から義務化された熱中症対策措置の一つ、「緊急連絡網の作業員への周知」に活用いただけるよう、通報先記入欄を設けた「熱中症予防ポスター」を頒布中(価格210円(税込))です。

令和7年度安全衛生標語健康部門優秀作品「熱中症 正しい知識と 正しい対処 即時の判断 命を守る」をテーマとしたデザインのポスターです。

熱中症対策、熱中症予防対策にお役立て下さい！

品名：熱中症予防ポスター  
価格：210円（税込）

ご注文は、次のURLからお願いいたします。

[https://rikusai.or.jp/health\\_and\\_safety/how\\_to\\_buy/](https://rikusai.or.jp/health_and_safety/how_to_buy/)

## 編集後記

令和6年の労働災害発生状況の確定値が公表されました。死亡災害は減少したものの100人を超えており、死傷災害は前年の件数を上回りました。国の第14次労働災害防止計画及び陸運災害防止計画の目標達成に向け、なお一層労働災害の防止に取り組んでまいります。

6月は、気温、湿度が高まり蒸し暑い日が増えてきます。暑さに慣れていないと熱中症になる危険性が高まります。この時期から熱中症予防対策に取り組み、また、万一熱中症になった場合の対処方法を周知しましょう。

今月の表紙 尾瀬（群馬県利根郡片品村）

「はらかな尾瀬」の歌詞で有名な尾瀬は、山々に囲まれた、本州最大の高層湿原です。湿原には水芭蕉などの花々が咲き、整備された木道から間近に観察することができます。国立公園として指定されており、希少な自然とふれあうことができる場所の一つです。

陸運と安全衛生 2025年6月号 No.677

2025年6月10日発行

毎月1回10日発行

発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2  
安全衛生総合会館内  
電話:03-3455-3857

(印刷物による年間購読料6,600円(税込・送料込み))